

## 国民年金 事案 115

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 38 年当時は、店に町内会の集金人が来ていたので、母親の分と一緒に納付していた。金額は安かったと思う。

また、昭和 52 年当時も、町内会の集金人が毎月来ており、その都度、集金人に現金で夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたので、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 52 年当時の申立人夫婦の申立期間については、夫が昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月、妻が 52 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月と短期間であるとともに、夫婦いずれも当該申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、国民年金加入記録のある昭和 44 年 4 月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付している。

一方、昭和 38 年 11 月から 44 年 3 月までの申立期間①については、申立人は、職権適用により、国民年金手帳記号番号が払い出され、44 年 4 月に国民年金に加入したとされているところ、職権適用は、当時、国民年金に加入していなかった者に対してなされたものであることが確認できる。また、申立人は、国民年金保険料の納付を始めた時期の記憶が定かでないほか、一緒に納付していたと主張する母親の国民年金への加入記録も確認できないことから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 国民年金 事案 116

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から同年 12 月まで  
昭和 52 年当時は、町内会の集金人が毎月来ており、その都度、集金人に現金で夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたので、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 52 年当時の申立人夫婦の申立期間については、夫が昭和 52 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月、妻が 52 年 7 月から同年 12 月までの 6 か月間と短期間であるとともに、夫婦いずれも当該申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている。

また、夫婦共に国民年金保険料の収納年月日の記録がある平成 5 年 4 月から平成 15 年 7 月までについては、2 か月を除き、いずれも夫婦同一日に納付している記録となっているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立人の申立期間の一部については、夫の国民年金保険料のみが納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料は、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 国民年金 事案 117

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 47 年 6 月まで

申立期間については、実家において、保険料の納付については兄弟の分を両親が行ってくれていた。兄については、納付済みとなっているのに、自分の分は未納となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、実家において、保険料の納付については両親が行ってくれていたと主張するが、同じように両親が支払ってくれていたとする申立人の兄については、申立期間を含め国民年金保険料はすべて納付済みとされている。また、その母親についても、申立期間を含めすべて納付済みとされているとともに、母親は 60 歳になった後も国民年金に任意加入し国民年金保険料を支払っていたことが確認される。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人については、昭和 43 年に納付記録の進達が行われた記録が確認されることから、47 年に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 国民年金 事案 118

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの期間及び46年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から46年3月まで  
② 昭和46年7月から同年9月まで

昭和45年12月に、厚生年金保険から国民年金への切替手続と国民健康保険の加入手続をしに区役所へ行った。

それ以降は、毎月区役所から送られてきた納付書で納付していたが、昭和46年4月から同年6月まで納付済みとなっており、その前後の期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和45年12月ごろであり、厚生年金保険からの切替手続をしたと申し立てている時期と合致する。

また、申立人は、「納める気持ちがなければ加入手続をしない。」、「加入後、しばらくしてから3か月分の保険料のみ納付するような中途半端な納付をした覚えはない。」と主張するところ、昭和45年12月に加入手続をしておきながら、その後の保険料を納付せず、申立期間①と申立期間②の間である、46年4月から同年6月までの間のみ国民年金保険料を納付するとは考え難く、申立人の主張に不合理な点は見られない。

さらに、申立人が居住している区においては、昭和46年10月に納付記録の管理が電算化されたが、その前後2年以内の期間について、同期間中に被保険者であった者が保有していた領収書に基づき、当該被保険者であった者の同期間中の納付記録が訂正された事案が5件発生していたことが報告されており、申立人の納付記録についても過誤があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月

昭和 45 年 3 月分が未納とされているが、納付期間が「昭和 44 年 3 月分から昭和 45 年 3 月分までの 1 年 1 月間」と書かれた領収証書があり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している領収証書から、未納であった昭和 44 年 3 月から 47 年 3 月までの保険料を 47 年 4 月から同年 6 月にかけて 3 回にわたり納付していることが確認でき、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかである。また、納付期間が「昭和 44 年 3 月分から昭和 45 年 3 月分までの 1 年 1 月間」と記載された申立人が所持する領収証書の金額は 12 か月分を特例納付した場合の額に相当するものであるが、当該領収証書は申立人が届出した特例納付の申出書に基づいて当時行政庁が真正に作成したものと認められ、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付していることを踏まえると、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかつた旨の回答を受けた。

申立期間について夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたが、夫の分は納付済みなのに、自分の分が未納になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約28年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和36年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の43年4月から44年3月までの保険料も納付している。

さらに、納付日を確認できる昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

昭和42年4月に妻と結婚して、A町からB市へ転居した前後は、国民年金保険料は一時期未納であったが、44年に社会保険事務所の人が何度か自宅を訪問して納付書を渡してくれたので、申立期間の国民年金保険料については、間違いなく妻の分と一緒にC郵便局で納めた。

申立期間について妻が納付済みとなっており、私が未納となっていることには納得できないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳になる平成10年9月まで、申立期間及び42年1月から3月までの3か月を除き未納が無い上、その妻は申立期間も納付済みとなっている。

また、申立人の転居に伴って、昭和43年1月22日に社会保険事務所が職権で被保険者台帳の移管手続を行っていることから、その後、未納であった申立期間の納付督促が行われたものと考えられ、申立人の妻は、44年5月に申立期間に係る保険料の過年度納付を行い、申立人及びその妻については、44年10月から45年3月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の夫婦の納付日が同一であることを踏まえると、申立人のみ申立期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 32

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から39年5月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていることが判明した。当時の保険料は、自宅に来る集金人に納付していたはずである。納付の証拠書類等は何も残っていないが、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間であり、申立期間を除き国民年金保険料はすべて納付済みであるほか、申立人は国民年金に任意加入していたことから、申立人の納付意識は特に高かったものと考えられる。

また、申立期間は、昭和38年6月に任意加入の手続を行った直後の期間であり、本来、加入しない限り保険料納付の義務が無い任意加入対象者が、加入手続を行いながら、保険料納付を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人が当時居住していた地域では、申立人の主張のとおり集金人による保険料の集金が行われていたことが確認できており、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 旭川国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から同年11月まで  
事業所を退職後、昭和46年10月から60歳になるまで納付をしてきたはずなのに、5か月だけ資格喪失期間として国民年金を脱退した記録になっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格記録は、昭和49年7月1日に資格喪失、49年12月1日に資格取得とされているが、この期間、申立人が他の公的年金に加入した形跡は見当たらず、当時、夫婦で自営業を営んでいた申立人が資格喪失届を提出する合理的な理由も見当たらない。

申立人は、昭和46年9月末に厚生年金保険適用事業所を退職後、直ちに国民年金への切替手続きを行い、昭和46年10月から60歳に到達するまで国民年金に加入し、申立期間を除き保険料は完納している。

また、昭和49年1月のS町からW市への転出後には途切れることなく適切に保険料が納付されていること、納付期日が判明している60年4月以降の保険料はすべて期限内に納付されていることなどからみて、申立人の保険料の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を継続して納付していたものと認められる。

## 釧路国民年金 事案 4

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

昭和49年2月から50年8月までの期間及び52年5月から平成3年11月までの期間は農業に従事し、農業協同組合の組合員勘定を利用して、父親が、両親と私の国民年金保険料を納付していた。両親は納付済みとなっているのに私の分だけ申立期間が未納となっていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の6か月を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、当時、申立人と一緒に組合員勘定を利用していたその両親には、未納期間は存在しない。

さらに、農業協同組合では、組合員勘定の利用に関する当時の資料は保存していないものの、取引停止になるような事象が発生しない限り、途中で引き落としを止めることは無いとしており、申立期間について申立人だけ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 8 月までの期間及び昭和 39 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 39 年 2 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料は未納との回答を得たが、昭和 37 年当時、夫婦で時計店を営んでおり、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日に、その妻と同時に国民年金の被保険者資格を取得し、資格喪失する平成 2 年 3 月 24 日までの 347 か月間、申立期間（7 か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A 市が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者名簿によれば、申立人夫婦は、昭和 37 年度から 38 年度までに現年度納付（4 回）、過年度納付（4 回）を順次行っており、未納期間が発生しないように配慮しながら納付していたことが認められる。さらに、納付年月日の確認できる昭和 36 年 4 月から 45 年 6 月までの保険料については、申立人及びその妻の申立期間を除き、すべて同一日に納付していることから、当時、申立人夫婦は、同一日に保険料を納付していたものと認められる。

このような当時における申立人の保険料の納付状況をみると、申立期間（①及び②の期間）が未納であるとは考え難く、加えて、①の期間は申立人の妻の保険料が納付されていることからみても、納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から同年 11 月までの期間及び昭和 39 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から同年 11 月まで  
② 昭和 39 年 2 月から同年 3 月まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間の保険料は未納との回答を得たが、昭和 37 年当時、夫婦で時計店を営んでおり、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日にその夫と同時に国民年金の被保険者資格を取得し、資格喪失する平成 6 年 5 月 31 日までの 397 か月間、申立期間（5 か月）を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A 市が保管する夫婦の国民年金被保険者名簿によれば、申立人夫婦は、昭和 37 年度から 38 年度までに現年度納付（4 回）、過年度納付（4 回）を順次行っており、未納期間が発生しないように配慮しながら納付していたことが認められる。さらに、納付年月日の確認できる昭和 36 年 4 月から 45 年 6 月までの保険料については、申立人及びその夫の申立期間を除き、すべて同一日に納付していることから、当時、申立人夫婦は、同一日に保険料を納付していたものと認められる。

このような当時における申立人の保険料の納付状況をみると、申立期間（①及び②の期間）が未納であるとは考え難く、加えて、①の期間は夫の保険料が納付されていることからみても、納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 青森国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から42年3月まで

国民年金の保険料については、夫がすべて納付してきており、申立期間前後が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間のみが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることに加え、昭和40年度の保険料は前納しており、また42年度の免除期間の保険料を追納していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間を含む昭和39年12月から43年7月までの期間について、当初、未加入とされていたが、特殊台帳の記録により申立期間を除いて納付済みに訂正が行われていることから、申立期間の納付記録にも誤りのある可能性が高いと考えられる。

さらに、申立期間直後の昭和42年4月から43年7月までの保険料を43年10月に納付していることが確認できることから、仮に申立期間が未納であった場合、その時点で、納付可能であった期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 青森国民年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を信用組合で納付したと記憶している。前後の期間は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の資格を取得した昭和52年12月以降、資格を喪失する平成18年4月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間直前の昭和57年4月から同年12月までの保険料を58年3月22日に一括して納付し、申立期間直後の58年4月から同年6月までの保険料を同年4月30日に納付していることから、その時点で現年度納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和52年12月から61年3月まで国民年金に任意加入していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間については、自分で厚生年金保険から国民年金への切替手続を市町村の窓口で行い、送付されてきた納付書を使用して市町村窓口で保険料を納付しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 3 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金の切替手続を 2 回、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を 1 回実施しているが、いずれも適切に手続を実施している。

さらに、第 3 号被保険者の制度が創設された昭和 61 年 4 月より前の期間についても、任意で国民年金に加入するなど、年金に対する意識は高く、申立期間当時、勤務時間の関係から銀行では納付できないため、市町村窓口に行って納付していたとの主張にも不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで  
国民年金には、当時、任意加入し、その後、老後のためにと思い付加年金にも加入していた。昭和 60 年 4 月に国民年金を辞めた記憶はなく、保険料も納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の 1 年間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 49 年度に国民年金に任意加入し、53 年度には付加年金に加入しており、国民年金保険料納付に対する意識が高く、厚生年金保険と国民年金の切替手続、国民年金の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続についても適切に実施している。

さらに、昭和 60 年 4 月に国民年金の資格喪失届を行ったとされているが、申立期間の前後を通じて申立人の夫は継続して共済組合に加入していたことや住所の変更は無いことなどから、資格喪失手続を行うべき事情はなかったとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年11月

国民年金保険料の収納記録を確認したところ、社会保険事務所の回答は納付の事実が確認できなかったとのことであった。

昭和49年4月から納付していて1か月だけ未納になるはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年6月に国民年金の資格を取得し、同月から49年3月までの保険料は未納であったが、49年4月以降は、申立期間の1か月を除きすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の前後の平成10年10月と10年12月から11年3月までは過年度納付を行っている期間であるが、その納付状況を見ると、ほぼ1か月ごとに確実に納付しているなど、国民年金保険料の納付義務について認識し、保険料の納付に努めており、申立期間の10年11月のみを納付しないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福島国民年金 事案 7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から同年 8 月までの期間及び 37 年 11 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 3 月から同年 8 月まで  
②昭和 37 年 11 月から 38 年 3 月まで

父親が 60 歳になったところに聞いた話だが、「両親及び私の 3 名分について、国民年金に加入し国民年金保険料を納めていた。」とのことだった。

よって、申立期間の国民年金保険料が未納であることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間及び申立期間②の直後の昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの期間は、当初、社会保険庁の記録では申立人の氏名のふりがなが誤っていたため未加入とされていた。申立人は、父親が納付していたと聞かされていたことから、国民年金保険料納付記録の照会を行い、平成 19 年 5 月 15 日に、当該期間の国民年金の加入記録及び昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの保険料納付記録の存在が確認され、記録が訂正されているなど、社会保険庁の記録管理が不適切であったことが認められる。

また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の父親は、国民年金保険料の徴収事務が開始された昭和 36 年 4 月から国民年金被保険者期間の全期間の国民年金保険料を完納していることから、両親の納付意識は高かったと考えられ、申立期間に係る申立人の国民年金保険料だけが未納となっているのは不自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 58 年 3 月まで

申立期間当時、年金不信となるような報道に接し、一時任意加入の資格喪失をしていた。しかし、納税組合長の説得に応じ、昭和 58 年 4 月 11 日に再加入手続をするため市役所を訪れた。市役所の職員に任意加入の資格喪失期間分をさかのぼって納めたい旨申し出たところ、承諾を得られたため、全期間分を現金で納付した。その際に領収書は受け取らなかった。また、国民年金手帳の再加入日が、その手続をした当日の日付となっていることなど、不審な点はあったが、役所のことなので記録はされているだろうと安心していた。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

年末調整結果が記録されている申立人の夫の昭和 58 年 12 月の給与明細によると、社会保険料控除欄（申告分）に「6 万 8,130」円との記載があり、58 年 1 月から 12 月までの国民年金保険料額と一致していることから、申立期間中の 58 年 1 月から 3 月までの保険料について、納付されていたと考えるのが妥当である。

また、昭和 57 年 12 月の夫の給与明細の同欄には、金額の記載が無く、同年の年末調整時に国民年金に加入していなかったことから申告しなかったものと推測することができる。

さらに、申立人は、昭和 58 年 4 月 11 日当日の市役所窓口におけるやり取りについて、釣銭が無いよう保険料額を計算して準備し納めたところ、その

計算どおりであったためか釣銭が無かったと記憶していると主張しており、その主張は具体的であり、かつ、当時の保険料額と照らし合わせても、その主張に信<sup>びよう</sup>憑性があると判断できるほか、53年の任意加入当時、周囲に任意加入者が少ない中、国民年金制度に関心が低い姉を誘い、任意加入するなど、申立人の国民年金制度への関心の高さもうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間の10か月を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 群馬国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から48年3月まで

昭和47年7月に会社を退職した後、国民年金に加入した。その後、納付書が来た。49年2月に結婚するまでの間に町役場内金融機関又は郵便局等で、47年7月から49年3月までの保険料を納付した。その納付のために、約2万円を用意した記憶がある。

昭和47年7月から48年3月までの保険料が未納となっているのは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しているほか、昭和49年4月から12月までの保険料を前納しているなど、納付意識が高かったと認められる。

また、申立人が昭和49年2月の結婚前に、社会保険庁の記録のとおり昭和48年度分の保険料のみを納付したとすると、その保険料の合計額は7,650円であり、申立人が納付のために用意したと主張する約2万円との間に大きな差がみられる。他方、申立期間を含む47年7月から49年3月までの保険料を納付したとすると、その保険料の合計額は1万2,600円となり、その納付のために約2万円を用意したとする主張には合理性があり、申立内容に信憑<sup>びよう</sup>性がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 群馬国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 52 年 3 月の保険料が未納となっていたため、当該保険料に係る領収証を見付け、社会保険事務所に提出した。すると、今度は、「未納期間を昭和 52 年 3 月から 51 年 7 月に訂正させていただきます。」とする回答が来た。

保険料については、全期間を納付しており、申立期間の 1 か月だけ納付していないということはなく、この回答には納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

年度内の一部に未納期間があれば存在するはずの特殊台帳が存在していない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、昭和 51 年 11 月に、旧 A 町発行の納付書により、昭和 51 年度第 2 期（7 月、8 月、9 月）のうち 2 か月分、同年度第 3 期（10 月、11 月、12 月）分及び同年度第 4 期（1 月、2 月、3 月）分の保険料を納付している。申立人は、51 年 8 月に旧 B 村から旧 A 町に転出していることから、51 年度第 2 期のうち、7 月分については、転出前の旧 B 村で納付し、8 月及び 9 月分については、転出後の旧 A 町で納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月及び同年10月

私は、会社を退職してから再就職するまでの平成5年9月及び同年10月の国民年金保険料をさかのぼって納付するため、妻と二人で7年9月にA市B区役所に行った。

その際、担当の男性職員に私と妻の申立期間の保険料として計4万2,000円を渡した。妻と二人そろって納付したのに、私だけ納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失し同資格を再取得する間の2か月間であり、申立人の妻は国民年金第一号被保険者となる期間であるので、平成7年9月に、申立人は国民年金加入手続のために、その妻は国民年金被保険者資格変更のために、二人でA市B区役所に行き、夫婦二人の2か月分の国民年金保険料として合計4万2,000円を同区役所の係員に支払ったと主張している。

そして、その妻は、B区役所から妻あての同年9月26日付けの記載のある封筒と、A市C区内に所在するB郵便局の平成7年9月28日付けの領収印が押されている申立期間と同一期間の保険料の「納付書・領収証書」を所持していることから、妻がその保険料を納付した事実は明らかである。ただし、その納付方法についてみると、申立人及びその妻は、B郵便局の所在地は知らず、行ったこともなく、この「納付書・領収証書」は上記封筒によりB区役所から送られてきたものであると述べていることは、一概に否定できず、妻の保険料は、その主張のとおり、B区役所の係員に現金で支払い、同係員において、B郵便

局にて納付書による納付手続を行って、「納付書・領収証書」を妻あてに郵送したことが推定される。妻の保険料納付手続がこのように行われたとすると、申立人についても、同時に区役所に行き国民年金加入手続に着手し、現金で2か月分の保険料を区役所の係員に支払ったという主張もあながち虚偽であるということとはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から44年9月まで

昭和42年3月から44年9月までの国民年金保険料は、毎月、母が地区の納税組合を通じてA町へ納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は確認できないが、同記録中に、申立人と同一のA町に住所を有し、申立人と同姓同名である上、生年月日が1年違いの昭和23年の同一月日であり、かつ、国民年金加入期間が昭和43年3月28日から45年10月20日までとなっていて、申立期間と1年違いであるが、被保険者本人が特定されない記録が存在しており、この記録が申立人の記録である可能性が極めて高いと認められる。

また、申立人は、申立人の母が納税組合を通じて保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、A町B地区には、納税組合が存在していたことが確認されていることから、申立人の主張が裏付けられる。

さらに、申立人の両親は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、加入期間についての保険料はすべて納付しており、申立人も、申立期間を除き、未納期間が無いことから、申立人家族の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月及び同年5月  
平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料の納付記録について19年8月8日に照会したところ、同年8月30日に、記録からは納付が確認できなかったとの回答をもらった。

納付時期は記憶に無いが、未納にかかる納付書が2回届き、その内容を知った母が、私の貯金を下ろして納付した。納付を促す通知等が来ていれば必ず納付しているはずなので、未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の未納通知が2回届いたので、申立人の母が申立人の貯金通帳から現金を下ろして保険料を納付したこと及び母が保険料を納付したのは申立人が厚生年金保険に加入した平成7年6月以降であると述べており、また、保険料が未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ2か月と短期間であって、未納保険料の納付に関する申立人の主張は、詳細かつ具体的であり、不自然さは見られない。そして、記録上、申立人は、1回目の未納通知により平成6年9月から7年3月までの保険料を同年12月に納付したことがうかがわれ、さらに、8年6月6日に申立人に対し残りの未納期間の納付書が発行されているので、これにより申立期間の保険料を納付したことが推測され、申立人の主張を裏付けている。

加えて、当時同居していた申立人の両親は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から国民年金に加入して保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

昭和52年10月に結婚して以来、国民年金保険料は妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付してきた。未納期間や免除期間もあるが、納付した期間も納付できなかった期間も、私の記録と妻の記録は同じはずである。申立期間について私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、昭和53年4月から申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付し始めたと主張しており、申立期間は、前後の納付済期間に挟まれた短期の3か月であって、申立人及びその妻の納付記録は、申立期間を除き、納付済期間、未納期間及び免除期間がすべて一致していることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人及びその妻は、免除期間の終了した昭和62年4月以降は未納が無く、平成8年1月からは付加保険料を併せて納付するなど、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国金年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を45年9月21日、同年10月15日及び同年11月25日の3回にわたり、妻の分と一緒にさかのぼって納付したはずなのに、私の申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、昭和45年6月にA県B市に転入届をした際に、職員の説明を受け、国民年金加入手続を行ない、その後、夫婦共に申立期間の保険料を3回にわたり納付したと主張しているところ、妻の分については、申立期間の保険料に関する「国民年金保険料領収証書」等を保管しているので、3回にわたり保険料を納付したことが確認でき、このうち1回目の45年9月21日及び3回目の11月25日の各納付は市役所の職員が集金していることが確認できるので、集金職員が同一世帯の妻の分だけを集金し、申立人の保険料を集金していないのは不自然であることから、申立期間の申立人の領収書等はないものの、夫婦二人分の保険料を同時に納付したものと推測される。

また、申立人夫婦は、昭和45年4月以降、厚生年金保険と国民年金との数度の切替手続も共に適正に行っている上、国民年金について申請免除、納付を同時期に行っているため、年金に対する意識は高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から45年6月まで

昭和43年4月から45年6月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できないとの回答を得た。

市議会議員をしていた夫が、A市国民年金課の担当者から特例納付制度があることを知らされ、昭和54年12月のボーナス時に、未納期間は残るが、特例納付制度を利用して私の申立期間の保険料10万8,000円と夫の特例納付分(19万2,000円)として、夫婦二人分で合計30万円をA市国民年金課で一括納付したので認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に夫婦連番で払い出されていて、50年4月以降、申立人が60歳になるまで、夫婦共に保険料をすべて納付している。

また、申立人が夫婦共に特例納付したと主張する昭和54年12月は特例納付の実施期間中で、未納分の保険料納付が可能であり、夫婦それぞれの特例納付期間は異なるが、申立人が主張する金額は、夫について特例納付により納付済みと記録されている期間の保険料と申立人の申立期間の特例納付を一括して行う場合の保険料の合計金額と一致している。そして、申立人及びその夫が特例納付をする資力が十分あったことは、当時、市議会議員である夫が所属していたA市議会の事務局の資料で裏付けられる。

したがって、申立人が夫婦一緒に保険料30万円を特例納付したとする主張は、納付の経緯や状況について具体性があり、不自然さはみられない。

さらに、申立人及びその夫は、60歳到達以降に高齢任意加入することにより、未納期間を補っていることなどから、納付意識が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料も夫婦一緒に納付してきたにもかかわらず、昭和49年4月から50年3月まで、夫は納付済みとされているが、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間当時の経済状況に問題は無く、国民年金の加入手続をした直後の昭和50年12月8日には夫婦共に特例納付しており、それ以降、申立人の夫に未納期間は無く、申立人の申立期間に係る保険料のみを納付しないのは不自然である。

また、申立人が保管している領収証書によれば、昭和43年4月から49年3月までの期間及び50年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料は、納付日及び納付場所が夫婦同一であったことが確認できる。

さらに、申立人及びその夫は、昭和43年4月以降、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっているほか、申立人の子供が20歳になってから就職するまでの3年間、子供に代わって保険料を納付するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、領収書は保管していないが、昭和42年から27年間滞納した覚えは無い。申立期間当時、納付方法が集金から納付書による納付と変更になり、銀行経由で納付したが、申立期間について未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している国民年金手帳には、昭和46年4月から同年9月まで検認印が押印されている印紙検認台紙が回収されないまま残されているにもかかわらず、当該期間、社会保険庁に納付記録が存在することや、年度途中に一部未納がある場合に作成される特殊台帳（マイクロフィルム）が無いことなど、社会保険庁の記録管理に過誤があると考えざるを得ない。

また、申立人は、昭和42年4月に国民年金に加入し、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているほか、申立内容のとおり、昭和47年4月に納付方法が変更されるまで、自治会の集金人を通して納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、任意加入期間に資格取得しているほか、昭和56年以降は、保険料を前納したり、付加年金に加入するなど、納付意識は高かったものと考えられ、かつ、当時、申立人は経済的に問題が無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。私は、昭和41年12月に20歳で国民年金に加入し、以後、国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間後の昭和48年10月から49年9月までの期間は、申立人が保管していた領収書により、未納から納付済みに記録が訂正されていることから、行政側において、申立人の納付記録の管理が適正に行なわれていなかったことがうかがえる。

また、申立人が保管していた領収書の領収日から、申立人は、納付書が送付され次第、速やかに国民年金保険料を納付していることがうかがえ、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年1月まで

社会保険事務所の記録では昭和45年12月から46年1月までが未納となっているが、国民年金加入当時から夫の保険料と併せて集金人に納付しており、夫の保険料は納付済みとなっている。46年2月以降に未納は無く、督促を受けたことも無いため、申立期間について未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、その後、申立人は国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、一緒に保険料を納付していたという申立人の夫は、申立期間も含め加入期間について完納している。

また、申立期間は、申立人の共済年金から国民年金への切替直後の期間であり、加入手続も退職の翌月に行われていることから、申立人は、年金に対する意識が高いと認められ、あえて申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 22

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から38年3月まで

申立期間について社会保険事務所から納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、20歳当時、父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料は既に加入していた母親の分と併せて定期的に区役所に出向いて納付していた。母親には未納期間が無く、自分の分だけ未納になっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和38年3月11日となり、申立期間の保険料を納付したとすると、さかのぼって納付したことになる。申立人の母親については36年11月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出され、36年4月までさかのぼって保険料を納付していることから、実際に納付を行っていたと認められる申立人の父親は、<sup>そきゅう</sup>遡及分の保険料の納付についての認識があったと考えられ、申立期間について保険料を納付していたはずであるとの申立人の主張に不自然さは見られない。

また、一緒に保険料を納付していたという母親については、昭和36年4月から60歳到達時まで保険料を完納しており、申立期間後の国民年金加入期間について申立人と同一日に納付していることが確認できる。

さらに、父親は、自分自身は年齢の関係で国民年金に加入できなかったが、申立人の母親を制度発足時から加入させ、当時大学生であった申立人

を20歳から加入させていることから、保険料を納付する意識が非常に高いと認められる。

その上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から59年3月まで

昭和36年4月に夫婦で国民年金に加入し、自営業を営んでいた夫が夫婦の保険料を納付していた。夫は58年10月に60歳になり、国民年金被保険者資格を喪失したが、その後も引き続き私の保険料を納付していた。

夫は保険料を完納しており、私の保険料について申立期間だけ納付していないとは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月に夫婦で国民年金に加入した後、保険料の納付はすべて申立人の夫が行ったとしており、夫の保険料については全期間が納付済みとなっている。また、国民年金被保険者台帳の記録で確認できる範囲では、昭和50年度以降、夫婦共にほとんどの期間を前納により納付していることなどから、夫の保険料の納付意欲は非常に高かったことがうかがわれ、申立期間の4か月の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 新潟国民年金 事案 26

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

申立期間当時、両親は農業を営んでおり、家族の国民年金保険料は父親が管理していた。同居家族に未納はなく、自分のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A市で保管している手書きの国民年金被保険者カードでは、申立期間のみ空欄（納付済み、未納ともに記載無し。）となっているが、機械化後の国民年金被保険者記録票では国民年金加入期間がすべて未納とされており、記録管理が不適切だったことが認められる。

また、申立期間当時、同居していた母、兄嫁、次兄には未納がなく、国民年金保険料を管理していた父親の保険料納付意識は高かったと考えられ、申立人のみが申立期間について未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、昭和41年12月から厚生年金保険に加入する昭和49年2月まで、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できない旨の回答があった。

当時、任意加入して間もないころであり、夫の転勤で住所変更を繰り返したが、変更の都度、年金手帳を持って手続をするとともに、保険料は市役所の窓口で納付していた。

申立期間の6か月だけが未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、短期間に住所変更を繰り返しているが、いずれの場合も国民年金の住所変更手続を適切に行っている。

また、申立期間については、旧住所地で交付された納付書により納付したと推測される事実が旧住所地市町村で保管していた被保険者名簿に記録されていたが、数年後に行われた社会保険事務所の被保険者台帳との照合において、この市町村の納付記録に変更された記載が認められることから、申立期間は納付済みであったと考えられる。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については、付加保険料を含めて保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月まで  
役場からの指導に従い、昭和 37 年 11 月から 40 年 3 月までの 2 年 5 か月分の国民年金保険料を 40 年 12 月 1 日に役場に一括納付しました。役場の検認が押されている領収証書も所持しています。

ところが、納付記録の照会に対する回答で、昭和 37 年 11 月から 38 年 9 月までの 11 か月分については、時効により納付できる期間を過ぎているため保険料を納付したものとできないとして、保険料の還付請求をするよう通知（平成 19 年 8 月 6 日付け）して事務処理を済ませようとしています。時効により納付できない期間を含む保険料を一括納付させたという重大な行政による瑕疵があるのに、このような扱いを受けるのは、到底受け入れることができません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む 2 年 5 か月分の国民年金保険料を一括納付した昭和 40 年 12 月 1 日付けの領収証書があり、これが還付された事実は認められないから、申立人が時効により納付できない 2 年以上前の期間を含めて申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、領収証書の領収日である昭和 40 年 12 月 1 日は、特例納付の実施期間中ではなく、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで  
世代間の相互扶助という理念に賛同しており、年金制度によって老後の生活が保障されると信じて、免除申請を行った期間については、後日追納制度を利用してまじめに納めてきたのに、未納期間があるのは納得できない。  
昭和 62 年（申立期間）は就職して、安定した収入があり、免除申請はしていないことから、社会保険事務所の記録を信用することはできないので、きちんと調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について「国民年金保険料を納められるだけの給与をもらっていたので、免除申請は行わず納付した記憶がある」と主張しており、事実、会社から提出のあった当時の所得税源泉徴収簿において、月 20 万円程度の給与をもらっていたことが確認できるため、申立内容の信憑性は高いと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付できるときは納付し、納付できないときは免除申請を行ったと主張しており、実際の納付記録上からもそれが裏付けられることから、申立期間の 1 年分だけが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、平成 17 年度までの通算免除期間 20 年 5 か月間のうち 19 年 8 か月間について追納を行っており、現在も毎年追納申出を行い、生活が苦しい中であっても、保険料を納めていない申請免除期間について、追納する努力を継続しており、年金制度に関する認識が高く、納付意欲も高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から53年3月まで

平成19年8月13日に、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、平成19年8月16日に、同期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当該期間の国民年金保険料は昭和53年6月に支払った記憶があり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民健康保険に加入するためA町役場に行ったところ、国民健康保険に加入するためには国民年金にも加入する必要がある、また、それぞれ過去2年の保険料も併せて支払うよう役場の職員から説明を受け、昭和53年6月に、国民年金の加入手続を行うとともに、過去2年分と昭和53年度第1期分の合計10万円余を納付した。」としており、保険料の支払時期や金額などについて明確な記憶がある。

また、当時の国民年金保険料とA町での国民健康保険税（一人当たりの平均額）の合算額を試算した結果、納付額は10万円を超える金額となることが確認でき、申立人が納付したとする金額とおおむね一致するほか、申立期間である昭和53年当時、A町役場においては窓口で白紙の納付書を備え、過年度納付の期間、金額等を納付書に記載し発行する取扱いを行っていたことが確認でき、申立内容の全体を通じて、申立人の主張に不合理な点はみられない。

さらに、申立人は、その後の国民年金加入期間（約22年）については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

平成19年6月25日に、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、平成19年8月27日に、同期間について納付事実が確認できないという回答をもらった。

昭和36年4月に夫婦そろって国民年金に加入し、保険料も一緒に納付してきたにもかかわらず、私だけが申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金制度の発足当初である昭和35年10月に夫婦そろって国民年金に加入し、36年4月から60歳まで、申立人の未納期間（申立期間）を除き夫婦共に国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人及びその夫は4回の転居を行っているが、転居に伴う手続を適切に行っており、夫婦共に納付意識は高かったものと認められる。

また、納付年月日が確認可能な昭和53年4月から54年6月までについては、申立人及びその夫の納付年月日は同一日であり、申立期間についても保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張には合理性があることから、申立期間につき夫のみ保険料を納付し、申立人が未納であることは不自然であると認められる。

さらに、社会保険事務所の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和47年度の納付月数が「12」から「09」に訂正されているが、上記のような状況からみて、かかる訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岐阜国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月及び同年6月

昭和61年3月に、父親が国民年金の加入手続を行った。その時役場の職員から強い勧めがあり、20歳にさかのぼって加入したため、申立期間のみが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

県の広報誌を確認したところ、20歳の加入勧奨の記事が昭和60年4月1日、同年6月1日、同年8月1日及び61年1月1日発行分に掲載されていることから、申立人の主張のように、当時市町村においても、20歳からの国民年金加入及び保険料納付を積極的に実施していたと推測される。

また、申立人は、2か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、付加前納及び前納期間が17年以上ある。

さらに、当時加入手続を行った申立人の父親は、国民年金及び厚生年金保険の切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に手続が行われ、完納している上、前納期間も含まれているなど、保険料を支払う意欲が高かったものと考えられ、申立期間のみ保険料が未納となっていることは不自然である。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 37 年 4 月に国民年金に加入してから、夫の分と一緒に国民年金保険料を納めてきた。しかし、申立期間の私の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、3 か月と短期間である。

また、昭和 37 年の婚姻以降、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとされる夫は、申立期間を含め未納とされている期間は無く、申立人のみ申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間における保険料の納付方法が納付組織による戸別集金であったとする記憶についても、市への聴取結果から判断して信憑性<sup>びよう</sup>が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 42 年に結婚してからは、妻が二人分の国民年金保険料を一緒に支払っていた。漏れなく納付していたはずで、同期間の妻の保険料が納付済みであることから分かるように、納め忘れたはずはない。

### 第3 委員会の判断の理由

未納期間は申立期間のみであり、かつ、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び昭和 36 年度の 8 か月を除き、他の期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、関連資料から、昭和 42 年の婚姻以後、申立人と一緒に保険料を納付していたとみられる妻は、申立期間を含め、国民年金加入期間についての保険料をすべて納付しており、申立人のみ申立期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から55年3月まで

私は、役場の職員から国民年金への加入を促され、資格取得の手続をしました。保険料納付については、母に依頼しました。母は、家族の国民年金保険料を几帳面に納付していました。私以外の5名については納付になっているのに、私の分だけ未納というのは誠に遺憾です。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の15か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、当時の役場職員から受けた加入勧奨の際のやり取りも具体的に記憶しているとともに、申立人の母親も申立人の依頼を受け保険料を納付したことについて証言しており、その内容には不自然な点はない。

さらに、家族の国民年金保険料の納付を任されていた母親は、申立期間について、申立人以外の家族5名分の国民年金保険料を納付しており、申立人の国民年金保険料のみを未納にしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 9 月

以前、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、平成元年9月及び同年10月が未納となっていた。今なら納付できると聞き納付書を送ってもらい納付したのに、10月の納付記録しかなく9月が未納となっている。

未納分の納付書を送ってもらって納付したのに、未納となっているのは納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間後に、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っている。

このように、申立人は、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、未納となっていた国民年金保険料の2か月分のうち、あえて1か月分のみ納付したとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 三重国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から同年9月まで  
昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、昭和49年12月20日に特例納付により納付しました。その時の納付した納付書・領収証書があるので未納となることは考えられません。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月から48年6月までの国民年金保険料を49年12月20日に納付し、納付書・領収証書を所持している。このうち、申立期間については、本来、時効により納付できない期間であるが、納付日においては特例納付を実施しており、納付書・領収証書に記載された納付金額から、申立期間に係る納付は、特例納付によるものであると認められる。

しかし、当該納付書・領収証書をみると、特例納付であることの表示がされていなかった。このため、特例納付期間である申立期間には収納されなかったことがうかがわれ、収納事務に誤りがあったものと考えられるので、申立人が所持する納付書・領収証書に明記された期間について納付されたものとするのが合理的である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大阪 国民年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、①昭和41年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和41年2月から48年3月まで  
②昭和48年4月から50年3月まで  
③昭和50年4月から同年10月まで

(現年度分の国民年金保険料の納付年月日の訂正)

昭和50年11月19日、父の勧めで、A市B支所で国民年金の加入手続きを行い、その際さかのぼって全部払うと申し出た。市職員より納付書を作成してもらい、「C社会保険事務所へ、遅いので早く行ってください」と言われ、当日同社会保険事務所へ行き納付した。10万円を用意しており、納付後の残金がたくさんあった。

A市から平成12年6月に「国民年金被保険者期間満了のお知らせ」が届き、昭和50年3月より前が未納とされていることを知った。また50年4月から同年10月までの保険料は50年11月19日に納めたにもかかわらず、納付日が51年1月17日と誤って記録されている。

なお、年金手帳の資格取得年月日や生年月日に誤りがあり、後日訂正されている。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は一貫して特例納付を行ったと主張しているところ、その申立期間である①昭和41年2月から48年3月までは、特例納付対象期間であり、その間の特例納付に要する金額は、申立人が述べている、「当日10万円を準備したが納付後の残金がたくさんあった」という主張と一致しているとともに、資金の工面についても不自然な点は見られない。また、当時、市職員が作成した納

付書で特例納付を行うことは可能であったとともに、申立人は、市の担当職員  
の氏名についても記憶しており、その実在が確認できる。

以上のように、特例納付に係る手続・支払いを巡る状況についての申立人の  
主張は具体的で、かつ、不自然な点は認められず、当該期間の国民年金保険料  
は納付したものと考えられる。

- 2 さらに、申立期間②昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までについては、48 年 4 月  
から同年 9 月までは時効により納付できない期間である。その他の期間は、当  
日、社会保険事務所で過年度納付することは制度上可能であったが、特例納付  
分と合計した金額は、10 万円程度であるものの、10 万円を準備し一括して納  
付し、残金がたくさんあったとの申立人の主張とは相違していることから、納  
付記録の訂正を認めることはできない。
- 3 なお、申立期間③昭和 50 年 4 月から 50 年 10 月までに係る国民年金保険料  
の納付日については、申立人が申し立てているとおり、50 年 11 月 19 日に、特  
例納付、過年度納付及び現年度納付を一度に行ったとすると、申立人が申し立  
てている支払額 10 万円を上回るとともに、現年度保険料の納付は社会保険事  
務所でできなかったことから、納付記録の訂正を認めることはできない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①  
昭和 41 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認め  
られる。

## 大阪 国民年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料を一緒に納めてきたが、社会保険庁の記録では、強制加入となった昭和50年10月から51年3月までの6か月について、私の分だけ未納となっており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の納付状況について、同人が所持している申立期間直後の昭和51年4月から53年3月までの夫婦二人分の納付通知書兼領収書によると、国民年金保険料の納付日は、夫婦同一であり、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと認められ、さらに、申立人の夫については、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、さらに、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を2回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、未納期間は存在せず、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間及び56年4月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年4月から54年3月まで  
② 昭和56年4月から60年6月まで

昭和53年4月から54年3月までの期間及び56年4月から60年6月までの期間の付加保険料が未納とされているが、老後に年金が大切なことは十分認識していたため、当初の国民年金への任意加入時から付加保険料を納付している。付加保険料の納付辞退の申出や滞納は一度もしておらず、住所の変更や厚生年金保険からの切替えがあれば、すぐに必要な手続を行っている。

転勤・転居等により領収書等は残っておらず、家計簿等の記録も無いが、付加保険料の未納期間に係る記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月に初めて国民年金に任意加入した後、国民年金に加入が可能な期間はすべて任意加入しており、定額保険料を完納しているとともに、申立期間を除き、付加保険料もすべて納付している。

また、申立人は、国民年金への加入当初から付加保険料を納付し、付加保険料の納付辞退をしたことはないと主張しているところ、申立人の被保険者台帳には付加保険料納付の申出があったことを示す「納付」印が押印されている一方、付加保険料の納付を辞退した場合に記載することとされている納付辞退年月日等の記載は無い。

さらに、申立人が居住していたA市及びB市では、①国民年金保険料と付加保険料とを合算した額の納付書を発行していたこと、②申立期間以前から既に国民年金に係る事務の電算処理化を図っており、本人から付加保険料の納付辞退の申出がない限り、前年度と同様の納付書を発行していたことから、申立人が付加保険料のみを納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 滋賀国民年金 事案 7

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私が住む小集落には青年団役員による集金があり、結婚後、毎月、夫が夫婦二人分の保険料を払っていた。私だけが未納となっているのは納得できないので調べてほしい。

### 第 3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたという申立人の夫は、申立期間を含め国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から 60 歳到達まで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた小集落では、申立てのとおり、市から委託を受けていた青年団が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる上、申立人が納付したと申し立てている保険料月額 200 円は当時の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 京都国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

今回、国民年金の納付記録を照会したところ、申立期間について未納となっていることが判明した。

しかし、結婚後は夫の保険料と一緒に納付していたはずであり、自分のみ未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行って以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦が結婚した昭和44年10月から厚生年金保険に加入する52年3月までの国民年金保険料は、申立期間を除き、夫婦で同一日に、同一の集金人に支払っていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたものと考えられ、さらに、申立人の夫は、申立期間については納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 40 年 3 月まで  
青果店を営んでおり、昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納め始めた。市役所から委任された集金人が、毎月ではないが集金に来て、私が夫婦二人分を一緒に納めていた。妻は未納期間が無いことから、未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から、60 歳に到達する直前の平成元年 3 月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が妻と同一日に連番で払い出されていることが確認でき、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが推察され、集金人への対応は申立人自身が行っており、申立期間について、妻は納付済みとなっていることから、申立期間について申立人のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を含む期間について、国民年金手帳を 2 冊所持しており、そのうち 1 冊には「再交付」の印があり、一部期間については、通常切り取られるはずの印紙が貼付された国民年金印紙検認台紙が切り取られていないなど、不適切な事務処理が行われたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 39 年 10 月まで

昭和 39 年 11 月に結婚するまで、A 市 B 区の実家において、店で来客応対をしていた私が、家族の国民年金手帳と保険料をまとめて集金人に渡し、保険料を納付していたので、私の納付記録が無いことには納得できない。

なお、当時の国民年金手帳は紛失しており、現在、所持している手帳は C 市で改めて交付を受けたものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、C 市の国民年金被保険者記録では、資格取得日が婚姻日となっており、取得理由は「新規取得」ではなく「その他」と記載されていることから、婚姻前に他の国民手帳記号番号の払出しがあったことが推察され、申立人の長兄からも、申立人の国民年金被保険者資格の取得手続について詳細かつ具体的な証言が得られている。

さらに、申立人は、申立人自身が家族の国民年金保険料を集金人に渡していたと申し立てているところ、納付義務のあった申立人の母親及び兄二人の保険料については、申立期間は納付済みとなっているほか、申立人が申し立てている国民年金保険料の納付方法及び納付金額は、当時の状況と合致していることから、その主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 和歌山国民年金 事案 18

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から59年1月まで

昭和46年7月に国民年金に任意加入し、申立期間当時、何か月に1回、自宅に集金に訪れる集金人に国民年金保険料を支払っていた。途中で任意加入を辞める手続をした記憶は無く、申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の国民年金保険料の集金を担当していた集金人の姓を記憶しており、その者が集金業務に就いていたことが確認できる。

さらに、昭和57年4月に国民年金の資格喪失届を行ったとされているが、申立人の夫は継続して厚生年金保険に加入していたことや住所の変更は無いことなどから、資格喪失手続を行うべき事情はなかったとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 広島国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から49年3月まで

昭和50年1月に国民年金の被保険者資格を強制加入から任意加入に変更する手続を行った際、当該受付窓口の市役所職員に特例納付を勧められ、当時、未納とされていた43年7月から49年3月までの国民年金保険料を一括納付した。社会保険庁の記録で、当該期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の、納付場所、納付方法等についての記憶は具体的であり、その内容は確認できた当時の状況と合致し、申立人が未納分を一括納付したとする昭和50年1月は特例納付が可能な時期である。納付したとする金額についても、特例納付の保険料及び50年1月時点で納付可能な過年度納付保険料の合計額とおおむね一致することから、申立内容に不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされており、このうち国民年金の資格変更手続を行った昭和50年1月から61年3月までの10年以上が任意加入による納付となっており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 鳥取国民年金 事案 6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 48 年 8 月に結婚し、A 市役所に国民年金関係の事務に出向いたが、その時、20 歳となった 41 年 3 月から保険料が未納となっているとの説明を受けた。このため、20 歳からの国民年金保険料の未納期間(約 6 年分)を解消すべく国民年金保険料未納額を計算してもらい、月々の年金保険料に上乗せして納付し続け、その後 A 市に確認した結果、未納期間は解消されたとの説明を受けた。

しかし、社会保険庁から、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答があり、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納となっているのは申立期間のみであり、その期間も国民年金加入期間約 40 年間のうち 6 か月と短期間である。

また、申立人の妻も国民年金加入期間(40 年)に未納期間は無く、昭和 48 年に結婚後、申立人及びその妻は、国民年金保険料納付日を確認できる期間についてはすべて納付期限内に納付しており、年金保険料を納付する意欲が高かったと認められる。

申立人は、A 市と相談して、20 歳からの国民年金保険料の未納期間(約 6 年分)を解消すべく、昭和 48 年 12 月から現年度保険料に加え、過年度の保険料について計画的な納付を開始している。さらに、49 年及び 50 年には、第 2 回特例納付を利用して、時効により納付できなかった期間も計画的に納付しており、申立期間の 6 か月だけを未納にしたままにし

ておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 鳥取国民年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年1月から同年3月まで  
② 昭和59年11月から60年9月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、①昭和53年1月から同年3月までの期間及び②昭和59年11月から60年9月までの期間が未納となっているとの回答を得た。48年3月の結婚以降、夫の分も併せてA信用金庫で納めてきたので、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録によれば、納付日が確認できる昭和61年12月から平成19年7月までの国民年金保険料は、夫婦で同一日に納付しており、申立人が結婚後、夫の分も併せて金融機関で納付した旨の主張は認められる。

一方、申立人の夫の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっており、配偶者が納付しているのに申立人だけが未納となっているのは不自然である。

2 昭和59年11月から60年9月までは、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付記録によれば、夫婦とも未納となっている。

また、申立人の夫の昭和59年分から63年分までの所得税の確定申告書(写)によると、60年分の社会保険料控除(国民年金保険料分)の額が0円になっているなど、各年とも社会保険庁の納付記録と一致してお

り、税務関係書類では、申立期間について申立人の夫が国民年金保険料を納付したことは認められず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。申立人は国民年金保険料について夫婦で同一日に納付していたと主張しており、また当該期間について申立人のみ国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 島根国民年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月

申立期間当時、国民年金保険料は、市役所からの納付通知書により、金融機関で納付していた。

申立期間以外に未納期間は無く、この期間だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付日が判明している昭和60年4月から平成19年8月までの269か月のうち、申立期間を除く268か月は納付期限内に納付していることが確認できることから、申立人は納付意識が高かったものと考えられ、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岡山国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 59 年 3 月まで

申立期間については、毎月、私が夫の国民年金保険料と一緒に自分の保険料を銀行で納付していた。夫は、申立期間が納付済みとなっており、私の分だけ未納であるとは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外はすべて国民年金保険料を納付しており、申立人の夫についてもすべて納付済みであることから、夫婦ともに納付意識は高いと考えられ、夫婦でほぼ同時期の資格取得となっていながら、夫は納付済みである一方、申立人は資格取得直後の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人夫婦の社会保険庁による国民年金手帳記号番号の払出年月日は、いずれも昭和 59 年 1 月 1 日以降であるが、夫は 55 年 2 月に資格取得し、同月以降の国民年金保険料が納付済みとされていることから、実際の払出年月日はそれ以前のはずであり、さらに、申立人と同時期に手帳記号番号の払出しを受けた者の中には、払出日の 10 年以上前から国民年金保険料が納付済みとなっている者がいることから、申立人についても記録管理に不合理な点があったと推認される一方、申立人の主張を否定する材料は見当たらない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び納付に関する記憶が具体的であることや、申立期間当時、住宅ローンを繰上償還していることが確認できることから経済状況は良好であったと考えられること等を踏まえると、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで  
私は昭和45年8月から国民年金に任意加入し、ずっと保険料を納付してきており、未納は無いはずであるが、社会保険庁の記録では申立期間が未納とされている。しかし、申立期間の一部については納付を証明する家計簿があり、残る期間についても納付しているので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外すべて国民年金保険料を納付している上、申立期間を含む大半の期間は任意加入期間であることから納付意識は高いと考えられる。

また、申立人から提出された家計簿には、申立期間のうち昭和48年1月から同年3月までの保険料を支払った記載があり、表紙や記載内容等から当時作成されたものであると認められること、その金額は当時の保険料額と一致することから、家計簿の記載内容は信用できると考えられる。

さらに、家計簿が現存していない期間（昭和47年10月から同年12月までの3か月分）についても、申立期間以降の48年の家計簿にも国民年金保険料を支払った記載があり、加えて、47年の家計簿に記載されていた可能性が高く、申立期間のうち家計簿が現存する期間に継続する期間であることや申立人の納付状況等を踏まえると、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 岡山国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から同年 6 月まで  
申立期間の国民年金保険料について、市町村の記録では資格喪失のため還付したとされているとの回答を受けたが、資格喪失届を提出した覚えも、還付を受けた覚えも無いので、納付期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、市町村の国民年金被保険者名簿の検認印及び納付組織の国民年金保険料領収カードの領収印から、納付されたことが確認できる。

また、申立人の年金加入記録は、昭和 35 年 11 月 5 日に国民年金の資格を取得し、39 年 4 月 2 日に国民年金の資格を喪失、同年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得したとされており、申立期間のうち昭和 39 年 4 月から同年 5 月までは、被用者年金の加入期間ではなく、ほかに国民年金の資格を喪失する理由も見当たらないことから国民年金の強制加入期間であることは明らかであり、還付を行うことが適当でない期間である。

さらに、市町村の国民年金被保険者名簿に検認印が押印された上で還付済みと手書きで記載されているものの、制度上、保険料の還付は市町村では行えず、社会保険庁には還付を行った場合に存在すべき特殊台帳が無いことから、還付を受けていないと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち昭和 39 年 6 月分については、納付していたものと認められるが、同年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入し、同月分の国民年金保険料は納付する必要が無いことから納付記録の訂正を行うことができない。

## 香川国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 53 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できない旨の回答があった。

前年度分と後年度分が納付済みになっているのに、申立期間だけ未納になっているのはおかしいと思う。

当時の記憶では、昭和 50 年ごろは任意で、1 回の納付金額は 3,300 円のスタートだった。毎回現金を持参して農協で納付していた。

現年度中に四半期ごと納付していたが、申立期間の保険料額は正確には覚えていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を、申立期間直前の 52 年 6 月に過年度納付していることが確認でき、その直後の期間について国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、当該申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和36年7月から39年3月までの期間、②40年4月から41年3月までの期間及び③41年9月から42年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年7月から39年3月まで  
②昭和40年4月から41年3月まで  
③昭和41年9月から42年5月まで

平成19年4月に、社会保険事務所に対し昭和36年7月から42年5月までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、当該期間の一部は納付済みであることが分かり、記録が訂正されたが、申立期間については未納のままとされた。

実家が商売をしていて、父が家族4人（私、父、母及び兄）の分をまとめて納付してくれていた。

未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和36年7月から42年5月までが未納とされていたが、39年4月から40年3月までの期間及び41年4月から同年8月までの期間については、T市が保管していた別の国民年金手帳記号番号が付された「国民年金被保険者名簿」により納付事実が判明し、記録が訂正されており、記録の管理が不適切であったことが認められる。

また、申立人は、申立人が21～22歳ごろ、自宅を訪問していた集金人が、申立人の国民年金手帳を新たに持参してきたことにより、申立人の目前で父親と集金人の間でトラブルが発生したことを記憶しているが、前述の別の国民年金手帳記号番号が付された「国民年金被保険者名簿」には、申立人の生年月日が昭和18年生と誤って記載されていることから、誤って別の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認され、申立人の父親が、

それ以前から、申立人の国民年金保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

さらに、申立人の父親、母親及び兄とも、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 徳島国民年金 事案10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

私は、昭和50年2月13日、国民年金に加入の手続を行った。

地区の納税組合を通じて、私を含む家族4人(私、妻、義父及び義母)で国民年金保険料を納付しており、申立期間について、妻は納付済みとなっている。

私の分だけ未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間(約32年間)において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人夫婦が国民年金保険料を納付していたとする地区の納税組合が納付組織として登録されていたことが確認できるとともに、当時の納付方法等についても、申立人は、詳細かつ具体的に申し立てており、関係者から、申立内容のとおりであったとの証言が得られている。

さらに、申立期間について、申立人の妻、義父及び義母とも、納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 高知国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間及び45年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
現 住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 昭和45年2月から同年3月まで

私は、昭和41年8月に、夫と共にA市に転入し、同時に住所変更に伴う国民年金の届出を行い、同市で、国民年金保険料を夫の分と併せて集金人に支払ってきた。しかし、申立期間において、私のみが未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人はA市に転入後、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その夫も申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、A市では、申立期間当時集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が所持するA市が発行した国民年金印紙代金預り証には、申立期間について、集金人が国民年金保険料を受領したことを証明する預り印及び預り日が記載されていることから、申立人が国民年金保険料を集金人に支払ったことを確認できる。

さらに、申立人及びその夫が所持する各国民年金印紙代金預り証における国民年金保険料の預り日が、申立期間を含め、すべて一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
現 住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月及び同年3月

私は、昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料を集金人に支払ったにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した昭和40年12月以降の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金被保険者資格取得日からその夫が厚生年金保険に加入していた昭和57年3月まで、国民年金に任意加入していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A市では、申立期間当時、集金人制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人が所持するA市が発行した国民年金印紙代金預り証には、申立期間について、集金人により国民年金保険料を受領されたことを証する預り印及び預り日が記載されていることから、申立人が国民年金保険料を集金人に支払ったことを確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和43年9月から44年5月までの期間、②46年6月及び③のうち47年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年5月まで  
② 昭和46年6月  
③ 昭和47年5月から49年11月まで

昭和55年ごろ、市役所において、過去の未納保険料を一括で支払った。

保険料は、市役所福祉課から約20万円を借り、さらに勤務先からも5万円を借りて、計約25万円を支払った。

社会保険庁の記録では、41か月分が未納とされているが、当時、未納期間の保険料はすべて納付したはずであり、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付を行うため、社会福祉協議会から20万2,000円の貸付を受けていること及び勤務先から5万円を借りたことは、社会福祉協議会に現存する資料及び当時の雇用主の証言により確認できるとともに、20万円が特例納付されていることが確認できることから、借入金の残額5万2,000円についても、特例納付に使用されたものとするのが自然である。

一方、申立人が特例納付を行った当時、未納期間(101か月)のすべての国民年金保険料を納付するには、40万4,000円が必要であったが、社会福祉協議会及び勤務先から借りた25万2,000円以外の資金について、申立人は記憶が無く、残余の期間の国民年金保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和43年9月から44年5月までの期間、②46年6月及び③47年5月から49年11月までの期間のうち、47年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長崎国民年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで  
② 昭和49年10月から同年12月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。当時は、国民年金に任意加入し、3か月分ずつ遅れることなく納めた記憶があり、その他の国民年金に加入していた期間もすべて納付したはずである。未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の6か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間を含む昭和36年4月から54年8月までは、夫が厚生年金保険に加入中であったため任意加入期間となっており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、納付日が確認できる平成3年度から5年度までの国民年金保険料は、すべて納付期限内に納付されていることが確認でき、遅れることなく納付してきたという申立人の主張を裏付けるものであり、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長崎国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているが、私は、結婚を契機に会社を退職し、国民年金の加入手続を行った。その時発生した未納分の保険料については、一括して納付書で納付したはずであり、未納とされている期間があることに納得がいかない

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、結婚後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付日を確認できる昭和60年4月から61年3月までについては、国民年金保険料をすべて納付期限内に納付していることが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されており、申立人は、未納となっていたすべての国民年金保険料を一括して納付したと申し立てていることから、申立期間直後の50年4月以降の保険料が納付済みで、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 長崎国民年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び同年36年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月及び同年5月

社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっているが、私は、A市の町内集金に、母を通じて納付し、領収書をもらった記憶がある。当時の保険料は100円だった。申立期間が未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、国民年金に加入すべき期間について、未納期間は存在しない。

また、申立人は、申立期間当時の町内集金の状況や国民年金保険料を納付した際のやり取りなどを鮮明に記憶しており、その内容は詳細かつ具体的であり、確認できた当時の状況と合致し、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間当時、A市は申立人の国民年金手帳を2冊払い出したことになっており、申立人の被保険者名簿が二つ存在し、その一方には、申立人の住所として申立人の勤務先だった親戚の家の住所が記載されているなど、不適切な事務手続が行われたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和44年にA市に転入後、自治会長から国民年金に加入するように勧められ、昭和45年6月30日に、今までの未納分を解消するため、夫婦で特例保険料を自治会長に納付した。

夫と同じ期間の国民年金保険料を納付したはずであるのに、自分の納付期間が夫より短くなっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、申立期間後の国民年金加入期間について未納は無い。

また、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までについては、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は同一日に払い出されているとともに、42年4月から45年3月までについては、夫婦が同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められ、当該期間について、夫は納付済みとされていることから、申立人も国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までについては、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、夫も未納となっているなど、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

平成3年当時、銀行の窓口で、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

平成3年3月の1か月分の保険料だけが未納とされていることは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、昭和45年10月の婚姻後、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったことが認められる。

また、申立期間前後において、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間が未納期間とされ、その前後の期間について納付済みとなっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月  
平成3年当時、銀行の窓口で、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。  
平成3年3月の1か月分だけが未納とされていることは、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、昭和45年10月の婚姻後、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったことが認められる。

また、申立期間前後において、申立人夫婦の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間が未納期間とされ、その前後の期間について納付済みとなっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 厚生年金 事案 28

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和51年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月1日まで  
年金記録によるとA社（現在は、B社）X支店における資格喪失日が昭和51年4月30日となっており、転勤後の支店における資格取得日が同年5月1日となっている。同社在職期間中、途中で退職した事実はなく、申立期間に係る給与明細書から保険料控除が確認できるので、資格喪失日を昭和51年4月30日から同年5月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、事業所が作成した在职期間の証明書及びB社健康保険組合による「健康保険資格取得喪失証明」から、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、A社X支店における資格喪失年月日については、厚生年金基金の「加入員（記録）情報」に昭和51年5月1日と記録されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和51年5月1日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和51年4月の標準報酬月額については、厚生年金基金の「加入員（記録）情報」及び社会保険事務所の被保険者名簿における転勤前の期間の記録から、19万円とすることが妥当である。

## 厚生年金 事案 29

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から12年9月1日まで

代表取締役として勤務していたA社は平成12年11月に会社を解散したが、その際に資格喪失届や標準報酬月額の変更届を提出した記憶は無い。厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、当時受け取っていた給与と比べ標準報酬月額が低くなっているため、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する59万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成12年11月1日）の後の同年12月6日付けで、平成7年2月1日から12年9月1日までの期間の標準報酬月額を遡<sup>てきゅう</sup>及して9万2,000円に引き下げている。

社会保険事務所が保管していた資料では、申立人が平成12年12月7日に社会保険事務所を訪れるとともに、標準報酬月額の見直しを行った旨の記録が残っているが、申立人は当時社会保険事務所には行っておらず、標準報酬月額の変更届も提出していないと申し立てている。また、実際に標準報酬月額に係る記録訂正が行われた日は、上記の申立人が来所し、標準報酬月額を見直したと記録されている上記12月7日の前日の12月6日であり、社会保険事務所の記録には矛盾がある。

また、上記の標準報酬月額の訂正は、事業主が厚生年金保険料を完納している期間を含め行われており、さらに、当該訂正による厚生年金保険料の過誤納金の全額及び健康保険料の過誤納金の一部が、事業主が滞納していた厚生年金保険料の全額に充てられている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円とすることが必要と認められる。

## 鹿児島厚生年金 事案1

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、申立人が主張する平成7年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していたと認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年8月及び同年9月並びに6年10月から7年1月までの期間については24万円、5年10月から6年9月までの期間については22万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月31日から7年2月1日まで

平成5年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているとのことであったが、事業所には昭和58年2月10日から平成7年1月31日まで勤務し、厚生年金保険料も毎月給料から差し引かれており、そのことを示す給与明細書を所持している。7年1月31日に退職する時点では、さかのぼって厚生年金保険被保険者資格が無くなるという話も無かったし、厚生年金保険料の返金も無かった。退職後、7年2月1日付けで国民年金の加入手続を行った。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与支払明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立てに係る事業所は平成5年8月31日付けで適用事業所に該当しなくなったと

され、したがって、申立人も同日付けで資格喪失とされている。しかし、当該日以後の同年10月19日付け及び6年10月7日付けでの標準報酬月額  
の定時決定の記録があること並びに当該定時決定及び7年2月1日の資格  
喪失の記録が同年9月7日付けで5年8月31日にさかのぼって訂正・取消  
処理されていることもあわせて記録されている。かかる処理を行う合理的  
な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われ  
たことが認められる。

これらを総合的に判断すると、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日  
に係る有効な記録訂正があったとは認められず、また、申立人の申立期間  
に係る標準報酬月額は、取消処理される前の厚生年金保険被保険者記録に  
基づき、平成5年8月及び同年9月並びに6年10月から7年1月までにつ  
いては24万円、5年10月から6年9月までについては22万円とすることが  
妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から47年3月まで  
昭和47年ごろ、市役所から国民年金加入についての案内文が届いたので、妻が家の近くの市役所支所で加入手続きし、納付していなかった期間の保険料を一括して支払った。納付した金額はよく覚えていないが、何十万円だったと思う。支払った記憶があるので未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに加入手続きをしたと主張するが、国民年金手帳記号番号の払出日から加入手続きは50年ごろと考えられ、また、申立人は、申立期間の未納分の保険料を一括して納付したと主張するが、その金額は、申立人が納付したと主張する47年及び加入手続きをした50年当時に未納分を一括納付した場合の金額といずれも相違するなど、申立内容に不合理な点も見受けられる。

さらに、申立人の納付記録から、申立期間直後の昭和47年4月から同年12月までの保険料が50年3月に特例納付されている記録が確認できるが、当時、申立人が居住している市の社会保険事務所では、直近の未納月の分から保険料を充当する取扱いであったことが確認されており、申立期間の保険料まで特例納付していたことをうかがわせるものではない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 国民年金 事案 121

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年11月までの期間、48年2月から同年3月までの期間、51年8月から同年12月までの期間、53年9月から56年10月までの期間及び56年12月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和46年10月から同年11月まで  
②昭和48年2月から同年3月まで  
③昭和51年8月から同年12月まで  
④昭和53年9月から56年10月まで  
⑤昭和56年12月から58年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、その都度、国民健康保険と同時に加入手続を行い納付しており、結婚後は妻が私の分も一緒に納付していたため、妻は納付済みとなっているのに私だけ未加入で未納ということは考えられず、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、いずれの申立期間についても国民健康保険の加入手続を行っており、それにより国民年金の加入手続も完結したはずであると主張するが、国民健康保険の加入手続とは別に申立期間の国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べており、本来、国民健康保険と国民年金の加入手続は別に行う必要があることを踏まえると申立人の供述は不自然である。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金と厚生年金保険の切替手続は自ら行ったと述べているが、そうであるとすれば、妻の記録も強制加入と任意加入との切替えがなされているはずであるのに、妻の記録は、申立人及び妻が強制被保険者となるべき期間も含めてすべて任意加入となっており、切替手続を適正に行ったとの証言内容にも不合理な点が見られる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出記録は昭和 62 年 8 月 14 日であり、それ以前に加入手続が行われたことをうかがわせる事情は存しない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 国民年金 事案 122

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び昭和 55 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 8 月から 48 年 3 月まで  
②昭和 55 年 4 月から同年 10 月まで

昭和 38 年 8 月から 48 年 3 月までは、市役所にて加入手続を行うとともに 10 年分をさかのぼって納付できる旨の説明を受け、後日市役所の窓口で一括して支払ったはずである。また、55 年 4 月から同年 10 月までは、口座振替にて納付しているはずであり、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 38 年 8 月から 48 年 3 月までは、申立人が支払ったと主張する 47 年 11 月ごろ及び国民年金手帳記号番号払出簿の払出記録から加入手続を行ったと推測される 48 年 3 月ごろは、いずれも申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、特例納付も実施されていなかった。また、申立人は、納付金額や預り証の交付の有無等についての記憶が無く、納付状況が明確ではない。

昭和 55 年 4 月から同年 10 月までは、口座振替で納付したと主張するが、申立期間の直前の 54 年 10 月から 55 年 3 月までの保険料は、夫婦とも口座振替ではなく、過年度保険料として現金で納付されていることが確認でき、ほかに口座振替により納付していたことをうかがわせる事情は存しない。

さらに、申立期間以外にも未加入又は未納期間が存在し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 33

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年12月までの国民年金の保険料は、納付しているものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年12月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金保険料を支払っていたと記憶していたので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していた事実を裏付ける関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、申立人から聴取しても記憶が曖昧であるため、申立内容にかかる国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等も不明である。

また、社会保険庁の被保険者台帳や市役所の被保険者名簿にも国民年金に加入した形跡がなく、申立期間について、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで  
申立期間について国民年金保険が未納であるとの回答をもらった。  
当時学生であったが、母親から、国民年金保険料を納付していると聞いており、この話は、当時同居していた兄夫婦も聞いている。  
また、卒業して教員になった際、母親から国民年金に関する書類を渡された記憶もあるため、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親から渡されたとしている書類も保存していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人について国民年金手帳記号番号払出簿や札幌市の国民年金被保険者検索簿等を調査しても該当が無いほか、申立人自身も国民年金手帳交付の記憶が不明であり、他に国民年金に加入していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間については、さかのぼってまとめて保険料を支払った。しかし、これについて社会保険庁の記録では、誤って領収したもので後に還付されたことになっており、未納とされている。還付を受けた記憶は無く、事務処理の誤りのため一度支払った保険料が未納となっているのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、50 年 12 月 5 日に特例納付により保険料が納付されたものである。しかし、当該特例納付の対象期間は 48 年 3 月までであったため、48 年 4 月から 49 年 3 月までの特例納付を取り消し、その時点で時効となっておらず、納付可能であった 48 年 10 月から 49 年 3 月までを過年度保険料として収納することとして、当初の納付額との差額が還付されたものであり、特例納付又は過年度納付で納付できない申立期間が未納と記録されているものである。

また、申立人の被保険者台帳には、昭和 50 年 12 月 8 日付けで還付の記録があるとともに、申立人が所持する当該期間の領収書にも、記載された経緯は明らかではないが還付済みである旨のメモがある一方、還付がされなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間を含む保険料の収納については、特例納付による納付ができない期間について収納が行われ、社会保険庁のオンライン記録においても昭和 48 年度の未納期間に係る記録の誤りが訂正されているなど、行政におけ

る手続上の過誤はうかがわれるものの、申立期間に係る保険料の還付については、制度上、誤りとはいえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 5 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 5 年 5 月まで

昭和 62 年、63 年又は平成元年のうち、いずれかの年の 2 月から 4 月ごろまでに、A 区又は B 区で国民年金加入手続を行い、それ以降、C 銀行 D 支店で、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。B 区で複数持っていた年金手帳を回収されたため、別の国民手帳記号番号は不明となっている。申立期間について未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の申立内容に基づき、昭和 62 年、63 年及び平成元年の各年 2 月から 4 月までについて A 区及び B 区の被保険者名簿を確認したところ、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は認められなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで  
社会保険事務所に照会したところ、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで、未加入期間であり、保険料は未納であるとの回答を得た。  
申立期間は、A 県 B 市に居住しており、任意加入被保険者として B 市役所に 3 か月分ずつ納付書で納めていた。これまで年金の保険料や税金は未納が無いよう納付してきたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 58 年 4 月 3 日に任意加入被保険者の資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に第三号被保険者の資格を取得したことが記録されている。

また、B 市保管の国民年金受付処理簿の記録では、申立人は、昭和 58 年 4 月 2 日に任意加入資格喪失の届出を行い、翌 4 月 3 日に同資格喪失したとされており、社会保険庁保管の国民年金被保険者台帳の記録でも同日に任意加入の資格を喪失したとされている。

したがって、申立人は、申立期間（昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで）において、任意加入被保険者でなかったことは否定できず、ほかに国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において申立人が任意加入被保険者であったとは考え難く、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年12月までの期間及び6年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から5年12月まで  
② 平成6年4月から14年3月まで

社会保険事務所から申立期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。毎月訪ねてきた女性が、私の年金に対する疑問にも「国が行っていることだから間違いなく年金は出る。」との一点張りで半ば強制的に保険料を取って行かれた記憶が鮮明にある。申立期間が未納となっていることは到底納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人から聴取しても納付をうかがわせる周辺事情も無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料は毎月訪ねてきた女性の集金人に支払ったと主張しているが、これについてA市では、女性の集金人は存在しなかったとしており、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人における平成3年度から18年度までの期間の国民健康保険税及び11年度から18年度までの期間の市県民税の納付状況を確認した結果、多額の滞納がみられ、特に14年度以降の市県民税については未申告となっていることから、国民年金保険料の納付環境は良好ではなかったと推認される。その上、申立期間の一部期間に係る市県民税の確定申告の内容をみると、社会保険料として計上されている金額はすべて国民健康保険税であることが確認でき、当該期間については国民年金保険料が納付

されていないことは明らかである。

加えて、申立期間は合計 10 年以上と長期間に及んでいる上、申立期間以外にも 44 か月の未納期間がある。

上記のほか、申立期間以前に居住していた市町村も含め国民年金手帳記号番号の払い出しの状況を確認したが、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山形国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年6月まで  
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、昭和41年1月から家業の専従者として、両親及び兄夫婦と同居しており、私の国民年金保険料は、兄が家族の分と一緒に納付していたはずであり、同居家族が納付済みとされているにもかかわらず私だけが未納とされていることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、兄が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身が国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の時期や納付状況が明確では無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年6月時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたはずと主張する兄から申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の納付状況を聴取しても、記憶が定かではなく、申立てを裏付ける具体的かつ明確な説明が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 8

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで

社会保険庁の記録を確認したところ、昭和 53 年 1 月に国民年金へ一緒に加入した夫と納付月数の差が 27 か月あり、申立期間は未納とされていた。

夫と一緒に国民年金に加入し継続的に保険料を納付書で納付してきたと記憶しており、自分の分だけ 27 か月も保険料が未納であることは納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 1 月に夫と一緒に国民年金へ加入して以来、継続的に納付書で保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かなため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和 55 年 10 月 2 日以降であり、夫の国民年金手帳記号番号と申立人の同番号も連番になっておらず、大きく乖離<sup>かいり</sup>していることから、53 年 1 月に国民年金へ加入し、かつ、以降継続的に夫婦共に保険料を納めてきたはずであるという申立人の主張とは矛盾がある。

さらに、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、確かに夫と同一日の昭和 53 年 1 月 1 日であるが、これは上記 55 年に加入

手続を行った際にさかのぼって得たものであり、実際に当該日より申立人の保険料を納付していたことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 9

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 63 年 3 月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 58 年 7 月から 63 年 3 月までが未納とされていた。記憶では、20 歳から国民年金に加入し、漏れなく保険料を納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 市役所（現在は、B 市役所）において現金納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧であり、申立期間の保険料の納付状況が不明確である。

また、申立期間同時に居住していた A 市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時の収入に係る口頭意見陳述内容と事前に提出を受けた意見表明文書の内容とに齟齬がみられるなど、申立人の主張については信頼性が高いとは言い難い。

その上、当時の妻が国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金に未加入であったことなどから、申立人家族の国民年金保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総

合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から51年9月まで  
私は結婚後A市に転入手続を行なったが、同時期に国民年金加入手続も行ない、国民年金保険料を夫の勤務する銀行で納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について夫の勤務する銀行に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、市役所で行なうべき加入手続を、当時は存在しない社会保険事務所でしたとするなど、申立内容に不合理な点が認められる。さらに、加入手続を行なったとする、昭和49年1月前後の国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡はうかがえない。

その上、四半期ごとに銀行で納付したとする保険料の額が、申立期間の保険料の額と比較すると少額であるなど妥当性を欠いている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から45年12月まで

自治体の女性から「あなたは若いから、国民年金保険料をさかのぼって払えるので納めておいた方が良い。」と言われ、過去の分の保険料についてはすべて納付したはずである。

28歳の時(昭和44年)に約8年分の保険料を1回でまとめて納付した記憶がある。

旧姓時代に同姓同名、生年月日が同一の人が他県にもおり、生命保険の保険証が誤って送られて来たことがあるが、その人と納付記録が間違っているのではないか。

申立期間の納付記録が未納となっているのは、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月に払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は時効により納付できず、また、昭和36年度から48年度までの期間において、申立人氏名と類似する者について、国民年金手帳記号番号払出簿により確認したところ、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は28歳の時(昭和44年)に約8年分の保険料を1回で納付したと主張しているが、調査途上で、子供が小学校3年生になる頃(昭和46年)に納付したと申述を変えていること、かつ、昭和44年に1回で納付したという主張については、当時の特例納付は第1回が45年7月から47年6月までの期間に実施されているため、利用することはできず、仮に、46年にこの第1回特例納付制度を利用して、納付可能期間である36年11月から45年6月までの保険料を納付したとしても、その保険料の合計は4万6,800円であり、申立人が一括して納付したと主張する額

「2万8,000円から3万円」とは差が生じるなど、申立内容に不自然さがみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から39年3月まで

昭和36年10月から39年3月までは、私は大学生で東京に下宿していたが、国民年金保険料は、実家で母が集金人に年払いで1,200円支払っていたことを弟が記憶しているので、未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を実家で集金人に納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、しかも、当時の国民年金の手続については、申立人は直接関与しておらず、申立人の弟も明確な記憶が無いので、これらの状況は不明であって、当時の保険料納付の基礎となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。なお、申立期間当時は、申立人の父母は国民年金に未加入であったので、申立人の実家において国民年金保険料を支払っていた者はいなかった。

また、申立人には、昭和47年4月21日に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立期間の保険料は既に時効となっていて、通常ではこの国民年金手帳によってその保険料を納付することはできず、実際にも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 21

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年6月まで

昭和51年1月から52年6月までの国民年金保険料について、納付事実の確認ができなかったとの回答を社会保険事務所からもらったが、51年に母親が加入手続を行い、姉の分と併せて区役所で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年9月にその姉と連番で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の姉は、昭和46年1月から51年4月までの自身の国民年金保険料未納期間について、母親が申立人の分と併せて51年4月に過去5年間を一括して納付したと主張し、申立人もこの主張に異議はないとしているが、この時点は特例納付ができない期間である。仮に一括して納付していたとすれば、54年の加入時点で特例納付により姉の分と併せて45万円を超える金額を納付していることとなるが、特例納付は区役所では納付できず、また、納付した回数及び金額を申立人の母から聴取したところ、まとめて納付したのは1回だけであり、それほど高額な金額ではなかったと述べていることから、54年の加入時点で、過年度分保険料を姉と併せて52年7月までさかのぼって納付したと考えるのが相当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年11月まで

私は、申立期間当時学生であったが、母親が私の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納めていたはずである。

領収書等はなく、国民年金保険料の納付についてはすべて母親に任せていたので、納付方法等については不明であるが、母親から納付していたと聞いていたので、認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、しかも、申立人自身は、申立期間の国民年金の手続に直接関与しておらず、母親も既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料を納付するには、特例納付制度を活用するほかないが、申立人は、申立期間当時、母親が通常の納付方法で保険料を納付していたはずであると主張している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年から49年以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨国民年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から51年3月まで

私は、申立期間当時、そば屋に勤めており、昭和46年5月19日に区役所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、52年3月にそば屋を退職するまで3か月ごとに保険料を納付してきた。

国民年金手帳の加入記録にも昭和46年5月19日付けで加入した記載があり、46年5月から51年3月まで未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に記載されている昭和46年5月19日を国民年金加入日としているが、国民年金手帳記号番号は51年4月に払い出されているため、当該手帳に記載された日付は20歳にさかのぼっての強制加入年月日である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年4月の時点では、49年1月までの保険料は遡及して納付できるものの、それ以前の46年5月から48年12月までの保険料は時効により納付することができない。さらに、申立期間中の住所変更は無く、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、納付を示す関連資料も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 山梨国民年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から59年3月まで

昭和54年11月に結婚した後、54年4月から55年3月の国民年金保険料を一括納付し、55年4月以降は夫婦共に納付してきた。夫の国民年金加入期間についてはすべて納付済みとなっており、私の分だけが未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月以降は夫婦共に納付してきたとしているが、59年4月から60年3月までの国民年金保険料は、60年4月に一括納付しているため、3か月ごとに納付している夫と納付月が異なり主張に矛盾がある。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金への加入手続、国民年金保険料を納付したとする時期、納付場所及び納付金額の記憶が不確かである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年4月時点では、58年1月までの保険料は遡<sup>そきゅう</sup>及して納付できるものの、それ以前の54年11月から57年12月までの保険料は時効により納付することができない。事実、申立期間について申立人が、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間中に住所変更は無く、該当する市町村で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは認められない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 41 年 10 月までの期間及び 42 年 1 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 41 年 10 月まで  
② 昭和 42 年 1 月から 48 年 3 月まで

結婚後、国民年金保険料の納付は妻に任せていて、妻が自宅に来ていた集金人から特例納付制度の話聞き、過去の未納分を一括で納付した。未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入時期についての記憶が無く、国民年金保険料の納付については妻に任せていて保険料額も分からないと説明しており、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、保険料の納付状況等が不明確である。

そこで、申立人の妻から事情を聴取した結果、「昭和 42 年 2 月に結婚してからは、3 か月に 1 回集金人が自宅に来ていたので、その都度、夫婦二人分の保険料を納めてきた」と説明しているが、申立人の国民年金手帳の発行は 48 年 11 月であり、かつ、申立期間②のうち申立人の妻の保険料が納付済みとされている 47 年 4 月から 6 月までの 3 か月については過年度納付しているなど、説明内容の信憑性は低い。

また、申立人の妻は、「結婚して 7～8 年後に特例納付の話聞き、夫の過去の未納分を一括で納めた」と説明しているが、納付した期間及び納付金額については記憶が無く、納付方法については区役所の集金人に納付したと説明しているが、当時、当該区役所では特例納付の徴収は行っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、事情聴取において、3 か月に 1 回納付していた保険料について、国民健康保険料と勘違いしているのではないかとの質問に「勘違いしているかもしれない」と述べている。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 1 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの期間、36 年 10 月から 39 年 3 月までの期間、42 年 1 月から 47 年 3 月までの期間、47 年 7 月から同年 11 月までの期間及び 49 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 36 年 10 月から 39 年 3 月まで  
③ 昭和 42 年 1 月から 47 年 3 月まで  
④ 昭和 47 年 7 月から同年 11 月まで  
⑤ 昭和 49 年 3 月

結婚前の昭和 36 年 4 月から、自分で保険料を納付しており、区役所職員に 3 か月ごと自宅まで集金に来てもらい、当時内職で得た収入から国民年金保険料を納付していた。42 年 2 月に結婚してからは、区役所職員に自宅まで集金に来てもらい夫婦二人分の保険料を納付していたため、未納となっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳前に 4 年ほど厚生年金保険に加入し、その後、26 歳ごろ及び 37 歳ごろにも厚生年金保険に加入しているが、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月及びその後の厚生年金保険から国民年金への切替時において、自ら国民年金への加入手続を行った記憶が無く、事情聴取に際しても、「区役所の集金人が 3 か月に 1 度集金に来たので、その都度淡々と支払っており、未納があるとは考えてもみななかった」と説明しており、国民健康保険料の納付と勘違いしているのではないかとの質問に「勘違いしているかもしれない」と述べるなど、申立ての根拠となっている記憶そのものが非常に曖昧であり、かつ、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付状況等が不明確である。

また、申立人は、「昭和 42 年 2 月に結婚してからは、3 か月に 1 回集金人が自宅に来ていたので、その都度、夫婦二人分の保険料を納めてきた」と説明

しているが、納付済みとされている 47 年 4 月から 6 月までの 3 か月分については、過年度納付しているとの記録がある。

さらに、申立人は、昭和 49 年 3 月の 1 か月分の未納（申立期間⑤）について、退職日が 3 月 20 日となっているので厚生年金保険に加入していたものと思われていたのではないかとの質問に対して、「そのとおりだと思います」と回答し、同未納期間については未納を認める発言をしている。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 2 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年7月までの期間及び50年5月から51年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年3月から45年7月まで  
②昭和50年5月から51年7月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、市役所で相談して、特例納付制度を利用して、夫の分とともに納付しているはずであり、未納とされていることには納付できない。年金手帳の取得年月日は、その時に訂正されている。相談時に市役所の担当者が書いたメモも残っており、間違いなく納付している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付制度についての案内を掲載した市公報を見て市役所に相談したとしており、当該案内を掲載した市公報が当時、複数回発行されている。申立人は、相談時に市役所の担当者が書いた計算メモが残っているとされており、当該メモに書かれた数字は当時の特例納付保険料月額及び申立人が相談時に把握していたと思われる未納期間の月数等と一致している。また、国民年金被保険者資格の新規取得年月日を、申立期間の始期までさかのぼる訂正の手続が行われている。

他方、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、また、申立人は、相談に続いて市役所で納付したとしているが、具体性のある記憶によるものではなく、上述したメモ等の資料しか残っていない。さらに、当該市役所では、当時、特例納付に関する相談は受けていたが、納付書の発行や保険料の収納は行っていなかったとしているが、申立人は、保険料の納付のために近隣に所在する社会保険事務所へは行っていないと述べている。

加えて、申立人は、当時においても領収書の重要性を理解しながら、領収書の交付についての記憶が無く、保険料の工面の方法についても不明である。

このことから、申立人は、特例納付について市役所に相談し、被保険者資格取得年月日の訂正の手続を行っているものの、特例納付保険料の納付は行っていないと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年7月まで

申立期間に係る国民年金保険料については、妻が市役所で相談して、特例納付制度を利用して、妻の分とともに納付しているはずであり、未納とされていることには納付できない。年金手帳の取得年月日は、その時に訂正されている。相談時に市役所の担当者が書いたメモも残っており、間違いなく納付している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付制度についての案内を掲載した市公報を見て、申立人の妻が市役所に相談したとしており、当該案内を掲載した市公報が当時、複数回発行されている。申立人は、相談時に市役所の担当者が書いた計算メモが残っているとしており、当該メモに書かれた数字は当時の特例納付保険料月額及び申立人が相談時に把握していたと思われる未納期間の月数等と一致している。また、国民年金被保険者資格の新規取得年月日を、申立期間の始期までさかのぼる訂正の手続が行われている。

他方、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、また、申立人の妻は、相談に続いて市役所で納付したとしているが、具体性のある記憶によるものではなく、上述したメモ等の資料しか残っていない。さらに、当該市役所では、当時、特例納付に関する相談は受けていたが、納付書の発行や保険料の収納は行っていなかったとしているが、申立人の妻は、保険料の納付のために近隣に所在する社会保険事務所へは行っていないと述べている。

加えて、申立人の妻は、当時においても領収書の重要性を理解していながら、領収書の交付についての記憶が無く、保険料の工面の方法について

も不明である。

このことから、申立人の妻は、特例納付について市役所に相談し、被保険者資格取得年月日の訂正の手続を行っているものの、特例納付保険料の納付は行っていないと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 7 月まで

私は昭和 56 年 8 月に国民年金の加入手続を行い、その時、54 年 1 月から 56 年 7 月までの 2 年半分の保険料はさかのぼって役場で納付した。  
したがって、空白期間は無いと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が加入手続の時に交付を受けたとされる国民年金手帳の「初めて被保険者になった日」の欄には、昭和 56 年 8 月 12 日と記されており、申立人も、同日に任意加入として国民年金資格取得届出を提出したことを認めている。

任意加入の場合は制度上、届出が行われた時点からの加入となり、さかのぼって昭和 54 年 1 月に加入したとされることはなく、未加入期間である申立期間の保険料をさかのぼって納付することは不可能である。

また、申立人が申立期間において保険料を納付していたことがうかがわれる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から39年6月まで

申立期間の保険料は、当時、公民館にあった市支所で私の父親又は妻が納付していた。その際、領収書はもらっていないが、年金手帳に納付印を押しもらっていたと記憶している。現在、物的証拠は無いが、妻は納付済みであるので、自分も納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないことから、納付状況等が不明であり、また、申立人以外の兄弟等について、父親が保険料を納付していたという事情等も無いことから、保険料納付を推認できる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の妻については、申立期間の保険料が納付済みとなっているが、昭和37年10月に結婚してからはしばらくは夫婦別々に納付していたと述べていることから、申立人の保険料納付との関連性は乏しいと言わざるを得ない。

さらに、当該支所で勤務していた同市の元職員によると、申立期間当時、支所では国民年金に係る事務を取り扱っていなかったとの証言があることなどから、保険料を納付していたことをうかがわせる事情が見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年4月まで

昭和43年5月、会社を退職し、A市へ転入した際に、国民健康保険に加入するとともに、国民年金にも加入した記憶がある。妻の記録は納付済みになっているので、申立期間について、私の納付記録の訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

未加入となっている申立期間について、当時、A市において、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がなく、社会保険庁の記録においても、申立人が国民年金被保険者資格を取得した記録が見付からず、申立人自身も国民年金手帳等の国民年金手帳記号番号が分かる資料等を所持していないことから、国民年金に加入していた事実が確認できない。また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身も保険料の納付についての記憶が不明確であるため、納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料が納付済みとなっている申立人の妻は、昭和45年11月の婚姻前から国民年金に加入し、保険料を納付していたことから、申立人の保険料納付との関連性は希薄である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 6

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 49 年の秋ごろに旧 A 町の職員から国民年金への加入勧奨を受け、その数か月後にまとめて保険料を納付したが、社会保険庁の年金記録では、45 年 2 月から 49 年 3 月までが未納とされている。

旧 A 町の職員から、未納期間があると年金がもらえないと言われ、夫と共に同町役場の出張所で納付したと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 2 月（第 2 回目の特例納付取扱期間中）に払い出されており、当時、申立期間の国民年金保険料を全額納付するためには、過年度保険料の納付手続及び特例納付手続を行う必要があるが、申立人は、必要な手続を行ったかどうか記憶しておらず、保険料の納付対象期間、納付金額及び納付場所についても記憶が曖昧である。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする旧 A 町役場の出張所では、当時、保険料の収納事務を取り扱っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、また、社会保険庁の記録において、氏名を複数の読み方で検索しても、他の国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から50年3月まで

昭和41年9月から50年3月までの国民年金保険料が未納とされているが、母親が保険料を支払っていた。45年3月までは東京の大学に在学していたが、A市の実家に帰省した時に母親が玄関先で集金人に保険料を支払っていたのを見ており、私が生命保険と勘違いし説明を受けた記憶がある。母親からは、年金は将来の役に立つため支払っていると聞いており、自分で保険料を納付し始めるまで母親が払い続けてくれていたので、納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年11月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、大学在学期間中の昭和41年4月から45年3月までB市に住民票を移動していたと申し立てており、申立期間中の国民年金保険料について、申立人の住民票が無いA市の集金人に母親が納付していたという申立内容に不合理な点があるとともに、B市で国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで  
60歳の時に社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。昭和36年4月から毎月、自宅に来ていた集金人を通じて納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には、「時効消滅」の押印があり、当該国民年金手帳が交付された時点では、申立期間の一部期間（昭和36年度及び37年度）については、納付ができなかったことを裏付けるものとなっているとともに、申立人の夫についても、申立期間については、未納となっている。

また、申立人の所持する国民年金手帳が交付された昭和40年5月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶が無いとしているほか、毎月、集金の期日に国民年金保険料を納付しており、過年度納付をするようなことも無いとしている。さらに、申立人及びその夫から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等についての記憶は明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であり、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 から 40 年 9 月 まで  
妻が60歳の時に社会保険事務所で納付記録を確認したところ、私の記録について、申立期間が未納となっていることが分かった。昭和36年4月から毎月、妻が自宅に来ていた集金人を通じて納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄には、「時効消滅」の押印があり、当該国民年金手帳が交付された時点では、申立期間の一部期間（昭和36年度及び37年度）については、納付できなかったことを裏付けるものとなっているとともに、申立人の妻についても、申立期間については、6か月を除き、未納となっている。

また、申立人の所持する国民年金手帳が交付された昭和40年10月時点では、既に申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶が無いとしているほか、毎月、集金の期日に国民年金保険料を納付しており、過年度納付をするようなことも無いとしている。さらに、申立人及びその妻から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等についての記憶は明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であり、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から同年12月まで

私と夫は、共に41歳の昭和48年5月にそろって国民年金に加入した。ところが窓口担当者から、「このままでは二人とも納付期間が25年に達しない。年金を受給するには、さかのぼって国民年金保険料を納める必要がある。」と説明された。

そこで担当者の言うとおりに、夫と同じ期間の国民年金保険料を一括して納付した。

ところが、記録を見ると、その際の夫の納付期間は7年間となっているのに、私の納付期間は6年3か月となっている。夫と同じ期間の国民年金保険料をさかのぼって納付しているのに私の納付期間の方が短いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

郵便局から社会保険事務所に送付された領収済通知書により、申立人の夫は、昭和48年6月に、7年分の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付している一方、申立人については、48年7月に、6年分の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付し、さらに、49年12月に、3か月分を特例納付していることが確認できる。最初の特例納付については、申立人夫婦は、同一日に国民年金の加入手続を行い、その際、特例納付の説明を受けたが、役所の担当者が申立人及びその夫の生年月日を誤認したため、申立人の納付期間が1年少なくなったものと考えられる。

また、申立人の2回目の特例納付については、申立人が、60歳まで納付したとしても年金受給資格を取得できないため、納付期間が25年になるように、不足する3か月分の国民年金保険料を納付したものと考えら

れ、この時点で、申立期間については納付事実がなかったとするのが合理的である。

さらに、申立人は、その当時の記憶が明確でなく、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は昭和 50 年 4 月に結婚した。52 年 5 月に第一子が生まれる少し前までに、国民年金に加入していないと、私にもしものことがあった時に妻が遺族年金等の給付を受けられないと思い、夫である私からまず納付し始めた。その後、しばらくしてから妻の納付手続をした記憶がある。

私の国民年金保険料を先に納付し始めたのに、妻より納付月数が少ないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する国民年金への加入時期は、実際に加入手続を行った妻からの聴取時期と相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出日は、申立人が昭和 56 年 6 月 11 日、申立人の妻が 54 年 3 月 17 日となっている上、A 市の収滞納記録によると、申立人による昭和 56 年度の第 1 期分及び第 2 期分の国民年金保険料の納付年月日は、56 年 9 月 30 日となっており、申立人の妻の納付年月日は、第 1 期分が同年 7 月 1 日、第 2 期分が同年 9 月 30 日となっていることから、申立人の手帳記号番号の払出しより前に申立人の妻の国民年金手帳記号番号が払い出されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間当時の払出簿に申立人の記録はなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から46年11月まで

私は、昭和43年9月に就職していた薬局を退職し、次に厚生年金保険に加入する46年12月まで、父母と共に家業に従事し、父母と共に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた覚えがある。

しかし、今回、社会保険事務所に照会した結果、昭和43年9月から46年11月までが未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の基礎年金番号が払い出されたのは平成9年6月16日であり、このことについて、申立人は、記録どおりであることを認めている。この基礎年金番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち未納期間が39か月と長期であり、申立期間以外にも、四つの期間で合計175か月の未納期間が存在する。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和41年8月から47年7月まで期間、②59年4月から60年3月までの期間及び③平成2年5月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から47年7月まで  
② 昭和59年4月から60年3月まで  
③ 平成2年5月から9年8月まで

私は、昭和41年夏ごろにA市に転入し、自分で商売を始めたころに、A市役所で国民年金に加入し、同市役所で毎月保険料を納付していた。平成4年春以降は同市役所か社会保険事務所の嘱託職員が2か月ごと又は3か月ごとに集金に来ていた。毎月ではなかったもので、すべては納めていないと思うが2、3か月ずつ飛び飛びで納付していた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年夏ごろに国民年金の加入手続をし、市役所で納付していたと申し立てているが、申立期間のうち、①昭和41年8月から47年7月までについては、平成12年4月に高齢任意加入の手続を行った際に記録が追加されたものであり、当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また①以外の申立期間についても、申立人は、毎月市役所で納付したとするが、納付方法や納付期間、納付金額についても記憶が明確では無く、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、平成4年以降、市役所又は社会保険事務所の嘱託職員による

集金があったとしているが、当時、当該市役所の国民年金課においては徴収に係る嘱託職員は存在せず、社会保険事務所においても2か月ごと又は3か月ごとの集金は行っていないことが確認できることから、納付事実を裏付ける事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の①昭和41年8月から47年7月まで期間、②59年4月から60年3月までの期間及び③平成2年5月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月から47年7月まで  
② 昭和59年4月から60年3月まで  
③ 平成2年5月から9年8月まで

私は、昭和41年夏ごろにA市に転入し、夫が商売を始めたころに、A市役所で国民年金に加入し、同市役所で毎月保険料を納付していた。平成4年春以降は同市役所か社会保険事務所の嘱託職員が2か月ごと又は3か月ごとに集金に来ていた。毎月ではなかったもので、すべては納めていないと思うが2、3か月ずつ飛び飛びで納付していた。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫とともに昭和41年夏ごろに国民年金に加入手続をし、市役所で納付していたと申し立てているが、申立期間のうち、①昭和41年8月から47年7月までについては、平成12年4月に夫が高齢任意加入の手続を行った際に記録が追加されたものであり、当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また①以外の申立期間についても、申立人は、その夫に国民年金手続や納付を任せており、その夫は、毎月市役所で納付したとするが、納付方法や納付期間、納付金額についても記憶が明確では無く、夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、平成4年以降、市役所又は社会保険事務所の嘱託職員による

集金があったとしているが、当時、当該市役所の国民年金課においては徴収に係る委嘱職員は存在せず、社会保険事務所においても2か月ごと又は3か月ごとの集金は行っていないことが確認できることから、納付事実を裏付ける事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 35 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 4 月から兄の仕事場に住まわせてもらい、兄の仕事を手伝うようになった。仕事は主に会計を任されていた。

兄の仕事場には、私が兄の仕事場に住み始めた昭和 35 年 4 月当初から、集金人（初めは、近くのお寺の人で民生委員をしていた年輩の女性、その後は、市役所の職員とみられる女性）が時々国民年金保険料の集金に来ており、私が会計を任されていたので、私が兄と私の二人分の国民年金保険料を支払っていた。

私の年金記録は、昭和 41 年 3 月以前の国民年金保険料が未納となっている。当時、兄と私の分の国民年金保険料は私が支払っていたため、今も私が兄の国民年金手帳を持っており、私の当時の手帳は見つからないが兄の国民年金手帳を見ると、36 年 4 月分から、右足の障害で法定免除を受ける前の 38 年 9 月分まで、検認印や領収印が押印されていて納付記録があることが分かるが、支払っていた私自身の納付記録が無いというのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、我が国における国民年金制度の発足は昭和 36 年 4 月 1 日であり、これ以前に国民年金保険料を納付することは不可能であることから、35 年 4 月から 36 年 3 月までの期間においては、国民年金保険料の集金はま

だ行われていなかったと認められる。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を支払っていたとする兄の保険料の納付日を兄の国民年金手帳で確認すると、昭和 36 年度の 12 か月分の保険料は 37 年 4 月 30 日にまとめて納付（現年度納付）され、37 年度分及び 38 年 4 月から同年 9 月までの 18 か月分の保険料は 38 年 8 月 5 日にまとめて納付（昭和 37 年度分は過年度納付、38 年度 4 月から同年 9 月までの分は現年度納付）されたという記録が残っており、定期的に集金人に国民年金保険料を支払っていたという申立人の説明と食い違っている。

そして、申立人の国民年金手帳の発行日は昭和 41 年 6 月 1 日となっており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の当時の住所地において、住民に聞き込み調査を実施したが、申立人が主張しているお寺の民生委員の女性が国民年金保険料を集金していたという証言は一切得られなかった。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から48年6月まで

私は、昭和43年4月に会社退職後すぐではないが、国民年金に任意加入をした。後に国民年金手帳を紛失し、再交付手続に市役所へ行ったが、その際、年金手帳には「昭和48年7月16日任意」と書かれ、同日、新規に任意加入手続したとされた。48年以前の申立期間に係る納付事実の確認ができないとの回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に会社を退職後、すぐにではないが、国民年金に任意加入し、その後国民年金手帳を紛失したので、48年7月に市役所で新規に年金手帳を交付されたとしているが、48年7月に任意加入した記録が確認できるのみで、氏名を旧姓及び複数の読み方で検索しても該当者はおらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、退職後、国民年金に任意加入したとする時期が明確でなく、保険料額についても記憶が無く、また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人が、国民年金に任意加入したときに交付を受けたが紛失したとする国民年金手帳について、申立人は、黄色味かかった黄土色をしていたと主張しているが、同色は昭和46年から使用されたもので43年当時の国民年金手帳の色とは異なり、48年7月に交付を受けたとする年金手帳（オレンジ色）は49年10月に公布された厚生省令により様式が定められた制度共通の年金手帳であるなど、申立人の申立内容には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良国民年金 事案 14

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 12 月まで  
昭和 49 年 4 月に教職員を退職後、A 県の小学校で非常勤講師をしていた 50 年 1 月に国民年金に加入し、保険料を納付しているはずである。  
申立期間が未納となっていることは納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、小学校の非常勤講師をしていた昭和 50 年 1 月に、役場で加入手続をしたとしているが、申立人の勤務歴を調査しても、その時点で、申立人が小学校の非常勤講師として勤務していた事実は確認できないなど、申立人の申立内容には不自然な点が散見される。

さらに、申立人の国民年金の任意加入手続は昭和 53 年 1 月 5 日に行われたことが確認できるが、任意加入のため、この手続日より前の期間については国民年金保険料を納付することはできない。

また、氏名を旧姓及び複数の読み方で検索しても該当者はおらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の年金記録は、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までが未納となっているが、このころは、自宅近くの郵便局に、おおむね 3 か月に 1 回、国民年金保険料を支払いに行っていた。当時、61 年 4 月から国民年金に第 3 号被保険者制度ができることを知り、夫婦で「これで国民年金保険料を納めるのも最後になったな。」と話したのを覚えており、昭和 60 年度分が保険料を納付する最終年度であることを夫婦で確認していた。

当時の領収書等は残っておらず、納付を証明できるものはないが、当該期間についても確かに郵便局で保険料を支払っていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、自宅近くの郵便局で支払っていたと申し立てているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等も不明である。

また、市役所に保存されていた申立人の被保険者台帳には、「57.11.4 口座振替」及び「口座振替廃止 60.6.7（1 期分から）」（1 期分とは 4 月から 6 月分までをいう）との記載が残っているが、申立人及びその夫は、口座振替により納付していたことを覚えていないなど、国民年金保険料の納付についての記憶は曖昧である。

さらに、社会保険事務所には、昭和 61 年 7 月 11 日付けで、申立人に対して、未納となっている過年度分の保険料の納付書を発行したとの記録が残っているが、申立人は、申立期間以外に未納期間は無く、60 年 3 月分までの保

険料については口座振替をしていたとの記録が残っており、61年4月からは第3号被保険者であったことから、この時に発行された納付書は、申立期間のものであると考えるのが合理的である。したがって、おおむね3か月に1回、国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張と矛盾する。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 12 月まで

国民年金手帳には昭和 54 年 1 月 22 日に加入との記載があるが、平成 12 年に市の窓口で昭和 55 年 1 月 22 日に任意加入したと訂正され、54 年は保険料納付の事実も無いとされている。

私は、昭和 54 年 1 月から 3 か月ごとに市の支所で納付しており、その少し後には口座振替も利用して納付してきた。任意加入であり、納付していないはずがないので記録の訂正を希望する。なお、領収書等の資料は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 1 月に国民年金に任意加入したと主張しているが、申立人の加入年月日について、手続を行った市は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が昭和 55 年 2 月 25 日となっており、市の窓口での手帳交付から社会保険庁への報告が 1 年以上後になることは考えられず、55 年と記載すべきところを 54 年と誤って年金手帳等関係書類の加入年月日欄に記載したものであるとしている。

また、申立人の昭和 54 年当時の加入手続や国民年金保険料の納付状況についての記憶は明確でなく、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人は、昭和 54 年 1 月に国民年金に任意加入した後しばらくして、口座振替により国民年金保険料を納付するようになったと申し立てている。しかし、54 年 1 月から 55 年 10 月までの期間について、申立人の口座を調査したところ、申立人が口座振替をしていたとする銀行からは、国民年金保険料が引き落とされた記録は無いとの回答が得られている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から平成 4 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から平成 4 年 4 月まで

私達夫婦と両親との家族 4 人の国民年金保険料については、亡父が、店の経理を頼んでいた税理士を通じて納付していたのを記憶しているが、両親がほぼ完納となっているのに、私達夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間について、申立人の父親が、税理士を通じて申立人の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無い上、申立人の保険料が納付されていたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の納付を依頼されたとする税理士及び父親は既に死亡し、業務を承継した税理士事務所にも関連資料が無いことに併せて、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間には、父親の死亡後の期間も含まれているが、父親死亡後の期間についても、申立人夫婦及び母親等は、申立人の国民年金保険料を納付していた記憶も無く、それをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から平成4年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から平成4年4月まで

私達夫婦と両親との家族4人の国民年金保険料については、義父が、店の経理を頼んでいた税理士を通じて納付していたのを記憶しているが、義父母がほぼ完納となっているのに、私達夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、結婚前の期間についても、母親が国民年金保険料を納付していたはずであり納得できない。

### 第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間について、申立人の義父が、税理士を通じて申立人の国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無い上、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の納付を依頼されたとする税理士及び義父は既に死亡し、業務を承継した税理士事務所にも関連資料が無いことに併せて、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間には、義父の死亡後の期間が含まれているが、義父死亡後の期間についても、申立人夫婦及び義母等は、申立人の国民年金保険料を納付していた記憶が無く、それをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間には、結婚前の期間も含まれるが、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年10月まで  
当時、母と同居しており、国民年金の加入手続は、昭和45年2月ごろ、母が市役所支所で行っている。国民年金保険料についても、母が同支所で納付していたが、私も母と一緒に支所に行ったことがある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金の加入手続等に直接、関与しておらず、母と一緒に納付しに行ったという記憶も詳細ではないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、現在、申立人が所持する年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間は、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から48年3月まで

申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料納付は、夫又は夫の母が行っていたため、その詳細は記憶していないが、昭和48年4月以降は納付済みであり、申立期間が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は131か月と長期間であるが、この間、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の具体的な加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人が特例納付を行ったとの申立ては無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫についても、申立期間のほとんどは未納とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 広島国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年3月まで  
申立期間当時、父（世帯主）と同居しており、国民年金の加入手続は父が行った。国民年金保険料についても、父が納税組合を通じて納付しており、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の具体的な加入状況が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間は、現在、申立人が所持する年金手帳の記号番号が払い出された時点では、保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鳥取国民年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 11 月から 46 年 3 月までの期間及び 59 年 11 月から 60 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月から 46 年 3 月まで  
② 昭和 59 年 11 月から 60 年 9 月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、①昭和 44 年 11 月から 46 年 3 月までの期間及び②昭和 59 年 11 月から 60 年 9 月までの期間が未納となっているとの回答を得た。①の期間の保険料は母が納付し、②の期間の保険料は、48 年 3 月の結婚以降、夫婦二人分を併せて妻が A 信用金庫で納めていたので、未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 昭和 44 年 11 月から 46 年 3 月までについては、申立人の母親と申立人の保険料を、母親が毎月集金人に支払っていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出しは 46 年 8 月ごろで、申立期間の保険料は過年度分となる。B 市では通常、過年度保険料を集金人に納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人の母親に確認しても申立人の保険料納付についての記憶が不明瞭である。

さらに、申立人の 2 歳年下の弟の加入記録も確認した結果、20 歳の時点では国民年金に加入しておらず、結婚した昭和 54 年 4 月（当時 24 歳 1 月）から国民年金保険料を納付している。

2 昭和 59 年 11 月から 60 年 9 月までについては、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録によれば、夫婦共に未納となっている。

また、申立人の昭和 59 年分から 63 年分までの所得税の確定申告書(写)によると、60 年分の社会保険料控除(国民年金保険料分)の額が 0 円になっているなど、各年とも社会保険庁の納付記録と一致しており、税務関係書類では、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付したことは確認できず、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鳥取国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年9月まで

国民年金加入の必要性を感じ、夫婦と一緒に加入手続をしたが、その時点で未納期間があったため、その後しばらくしてから夫婦で未納期間分の保険料として30数万円をまとめて支払った。申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、昭和53年1月から同年2月ごろに行われたと推認され、社会保険庁の記録によれば、52年10月から53年3月までの期間、昭和53年度、54年度及び55年度の申請免除を行っていたが、56年12月に申請免除期間の保険料の追納と56年4月から12月までの保険料の納付を行っている。その総額は夫婦で合計約34万円となっており、申立人が主張する30数万円の一括納付の金額と一致する。

一方、昭和53年から55年まで第3回目の特例納付が行われており、申立期間について特例納付により一括納付した場合、その国民年金保険料は夫婦で合計28万8,000円となり、申立てとほぼ一致するが、申立人に面談した結果、国民年金保険料を一括納付したのは1回限りとしている。

また、申立人が保存する所得税の確定申告書(写)では、特例納付時期に相当する昭和55年分の社会保険料控除(国民年金保険料分)は0円となっており、確定申告書(写)が現存しない53年又は54年に特例納付を行ったと仮定した場合でも、その後の55年の保険料を未納としていたことになり不自然である。

さらに、昭和 56 年分の確定申告書（写）では、社会保険料控除の内訳は不明であるものの、56 年の現年度保険料と、申請免除期間の保険料の追納分に相当する金額が計上されていると推認でき、税務関係書類でも申立期間に対する特例納付での納付記録は確認できないことから、記録どおり申請免除の追納及び 56 年 4 月から 12 月までの保険料を一括納付したと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 10 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 52 年 9 月まで

国民年金加入の必要性を感じ、夫婦で一緒に加入手続をしたが、その時点で未納期間があったため、その後しばらくしてから夫婦で未納期間分の保険料として 30 数万円をまとめて支払った。申立期間が未納とされていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、昭和 53 年 1 月から同年 2 月ごろまでに行われたと推認され、社会保険庁の記録によれば、52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間、昭和 53 年度、54 年度及び 55 年度について申請免除を行っていたが、56 年 12 月に申請免除期間の保険料の追納と 56 年 4 月分から 12 月分の保険料の納付を行っている。その総額は夫婦で合計約 34 万円となっており、申立人が主張する 30 数万円の一括納付の金額と一致する。

一方、昭和 53 年から 55 年まで第 3 回目の特例納付が行われており、申立期間について特例納付により一括納付した場合、その国民年金保険料は夫婦で合計 28 万 8,000 円となり、申立てとほぼ一致するが、申立人に面談した結果、国民年金保険料を一括納付したのは 1 回限りとしている。

また、申立人が保存する所得税の確定申告書(写)では、特例納付時期に相当する昭和 55 年分の社会保険料控除(国民年金保険料分)は 0 円となっており、確定申告書(写)が現存しない 53 年又は 54 年に特例納付を行ったと仮定した場合でも、その後の 55 年の保険料を未納としていたことになり不自然である。

さらに、昭和 56 年分の確定申告書（写）では、社会保険料控除の内訳は不明であるものの、56 年の現年度保険料と、申請免除期間の保険料の追納分に相当する金額が計上されていると推認でき、税務関係書類でも申立期間に対する特例納付での納付記録は確認できないことから、記録どおり申請免除の追納及び 56 年 4 月から 12 月までの保険料を一括納付したと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 島根国民年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで  
社会保険事務所から、昭和37年4月から38年3月まで、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、当時、今なら支払うことができるとの通知(はがき)があり、私自身が直接市役所に出向いて支払った記憶がはっきりとある。未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の納付記録である「国民年金被保険者名簿」によると、申立人は、昭和48年10月15日に、申立期間より後の期間について追納していることが確認できるが、その時点では、申請免除期間である申立期間は、追納できる10年の時効期間を経過しており納付はできない。

また、申立人は、追納を行ったのは昭和48年10月15日の一回だけであると回答しており、ほかに申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 47 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 47 年 10 月

昭和 37 年 7 月に結婚し、元夫の親が経営していた事業所を辞めた後の申立期間については、証明するものは何も無く、当時のことは何も思い出せないが、元夫が国民年金保険料を支払ってくれていたと信じている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人自身は加入手続及び納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

さらに、加入手続及び納付をしていたと申立人が主張する元夫からも加入手続及び納付について判断の材料となる証言が得られず、申立人から聴取しても、記憶が定かでなく、ほかに申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 13

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月の国民年金保険料については、保険料を納付する必要が無い期間であることから、納付記録の訂正を行うことはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月

申立期間については、納付組織の集金人に国民年金保険料を納付しており、保有している「国民年金保険料納入明細カード」には集金人の確認印があるので、未納であるはずがない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する地区においては、申立てどおり納付組織が存在し、集金を行っていたことが確認されている。

また、申立人が保有する「国民年金保険料納入明細カード」は、当時、当該市町村で使用されていたものと確認されており、申立人の同カードに昭和 57 年 4 月の国民年金保険料領収済みの押印をしている者は、当時、当該地区の集金人であったことを証言している。

さらに、申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間については、すべて納付済みとなっており、申立期間の前後において国民年金に任意加入していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料相当額を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 57 年 4 月 8 日から厚生年金保険に加入しており、申立期間である同月の国民年金保険料は、納付する必要が無いことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

## 香川国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 53 年 3 月まで  
国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。

当時は未納であったが、昭和 53 年 11 月 28 日、市役所に来た社会保険事務所の職員に、特例納付の相談をした。

納付場所は思い出せないが、相談後、その年の年末までに納付したと思う。未納とされていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無く、また、申立人は、特例納付について相談を行った記憶はあるものの、国民年金保険料を納付した時期、納付場所等についての記憶は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には、申立期間以外にも国民年金の未加入期間が見受けられるとともに、申立人の夫についても、申立期間については未納となっている。

さらに、申立人の夫の市県民税課税台帳を確認したところ、申立人が特例納付を行ったとされる昭和 53 年の社会保険料控除額については、54 年と比べて金額に大きな変動は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 香川国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 50 年 12 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答をもらった。納付を証明する資料は無いが、昭和 51 年 1 月以降はすべて納付済みとなっており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

高校卒業後、兄の家電小売業を手伝い、昭和 50 年ごろ事業を引継いだ。

20 歳になったとき、役場から通知がきて、母親（既に死亡）が納めておくと話した記憶がある。自分で納めた記憶は無いが、母親が納めたはずで、当時は自治会で集金しており、近所の手前もあり納めていたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（納付組織の預かり、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、自治会による集金が行われていたと申し立てているが、集金が行われていた事実の確認ができるのは、申立期間後の昭和 57 年度以降である。

加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとすると、同居していた兄の分についても一緒に納付していたと考えられるが、申立人の兄についても、申立期間当時、申立期間については未納となっていたものと認められる（一部期間については、後年、特例納付している。）。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年3月まで

私は、昭和44年12月に結婚し、旧K町の警察官舎に住んでいた。そのころ、戸別訪問による年金加入の勧奨があり、当時任意加入であることを承知で加入した。

保険料は、旧K町役場へ夫が納めに行ったと記憶している。

未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人自身は、戸別訪問による加入勧奨を受けたことは記憶しているものの、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等全般にわたり記憶が曖昧である。

また、保険料を納付したとする申立人の夫からその状況を聴取しても、納付時期や納付方法、納付金額等が明確ではない。

さらに、旧K町において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が初めて国民年金に任意加入したのはT市に転居した後で、資格取得年月日は昭和48年4月5日とされており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案12

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

平成7年3月の国民年金保険料については、妻が、私の分を含む夫婦二人分を市役所窓口で納付したはずである。

妻は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないとともに、申立期間当時、加入手続及び保険料の納付をしていたとされる申立人の妻からその状況を聴取しても、記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人自身も、申立期間は厚生年金保険加入期間ではないかとしており、国民年金の強制加入期間であるとは必ずしも明確に認識していなかったことを認めている。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無いほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 高知国民年金 事案 12

### 第1 委員会の結論

申立人の①昭和38年10月、②39年6月から40年1月までの期間、③40年5月から同年9月までの期間、④41年2月から同年7月までの期間、⑤42年6月から同年7月までの期間、⑥42年9月から43年2月までの期間及び⑦44年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月  
② 昭和39年6月から40年1月まで  
③ 昭和40年5月から同年9月まで  
④ 昭和41年2月から同年7月まで  
⑤ 昭和42年6月から同年7月まで  
⑥ 昭和42年9月から43年2月まで  
⑦ 昭和44年7月から45年3月まで

申立期間の私の保険料については、当時、母親が自宅に集金に来ていた民生委員か世話人に支払っていたにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年8月に払い出されたもので、その時点では、申立期間のうち、①38年10月、②39年6月から40年1月までの期間、③40年5月から同年9月までの期間、④41年2月から同年7月までの期間、⑤42年6月から同年7月までの期間及び⑥42年9月から43年2月までの期間は時効により納付できない期間であるほ

か、申立期間のうち、⑦44年7月から45年3月までの期間については過年度納付となることから、集金人では収納できないなど、申立内容には不合理な点がある。

さらに、申立期間は七つの期間で合計37か月と長期であり、納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が国民年金被保険者として申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで  
国民年金制度の発足に関する説明に町内会の役員が来たので、妻の母親と妻と相談の上、加入することとし、その後、毎月集金に来ていたその役員に納付したにもかかわらず、5年分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の納付は妻が行っていたため、申立人自身は関与しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、市役所に保管されている番号払出補助簿によれば、昭和41年4月1日から同年8月30日までに払い出されたと推認され、最も早い41年4月1日に払い出されたとしても、その時点では36年4月から38年12月までは時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括して納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を支払っていたとされる申立人の妻も、申立期間については未納になっているとともに、国民年金加入手続も、昭和41年から42年までの間に夫婦が一緒に行ったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 2 月まで

私は、A 市では納付してなかったが、昭和 39 年 5 月ごろ、B 市(夫の実家)に帰って来てから、地区組織において夫婦二人分で毎月 300 円ぐらいの保険料を納付してきた。社会保険庁の記録では未納となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫婦二人分の保険料を地区組織の集金により納付していたと申し立てているが、申立人の夫についても、1 か月を除き、未納となっている。

また、国民年金保険料の納付を始めた時期や納付金額についての申立人の記憶は明確でないとともに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)も無く、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその夫には、申立期間以外にも未納期間が複数存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 41 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 7 月まで

昭和 39 年 7 月ごろ、回覧板で国民年金の広報を見て、年金加入の必要性を感じ、班長に任意加入の手続をしてもらった。保険料は、毎月班長宅に持参しており、国民年金保険料収納記録が 41 年 8 月からとなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる班長も既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 39 年 7 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その当時の申立人の記憶は曖昧であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は 41 年 8 月ごろに払い出されており、これは A 市が保有する国民年金被保険者名簿の資格取得に関する届出年月日と一致し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案9

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

昭和46年6月にA市役所を退職し、47年に結婚した。退職後2年を経過して、50年ごろA市役所から請求があったので、2年分の国民年金保険料を市役所の国民年金窓口で納付した。

夫の父が、夫の国民年金保険料を納付し、私の分は、その2年後に2年分一括で支払ってもらった。

私のみ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立人の夫の保険料納付から2年遅れて、昭和50年に2年分の保険料を納付したと主張しているが、夫については、49年4月からの納付記録しかなく、その申立内容には矛盾がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 10

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年2月までの国民年金保険料については、被保険者となり得る期間ではなく、かつ、国民年金保険料の納付の事実を認めることができないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年2月まで

昭和48年3月12日に、日本に帰化した直後にA村で国民年金に加入したが、役場職員から昭和36年にさかのぼって納付すればみんなと同じような金額の年金が受け取れると説明を受けて、一括納付した。

納付した金額は、夫婦で3万から4万円程であったと記憶している。

国民年金手帳の取得年月日も昭和35年10月1日になっており、36年4月から支払っているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、昭和48年3月12日に日本に帰化しているが、申立期間は帰化前で国籍要件により国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであり、かつ、申立期間は時効により大部分が納付できない期間であるとともに、申立人が一括して保険料を納付したとする時期は、特例納付が行われた期間でもない。

さらに、申立人は、帰化を行った昭和48年3月分の国民年金保険料を特例納付実施時期の53年8月に納付しており、その時点で、申立人が居住していたB市は、申立人に被保険者期間及び未納期間を説明し、了承を得ていたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 11

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から48年2月までの国民年金保険料については、被保険者となり得る期間ではなく、かつ、国民年金保険料の納付の事実を認めることができないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から48年2月まで

昭和48年3月12日に日本に帰化した直後に、A村で国民年金に加入したが、役場職員から昭和36年にさかのぼって納付すればみんなと同じような金額の年金が受け取れると説明を受けて、一括納付した。

納付した金額は、夫婦で3万から4万円程であったと記憶している。

国民年金手帳の取得年月日も昭和35年10月1日になっており36年4月から支払っているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、申立人は、昭和48年3月12日に日本に帰化しているが、申立期間は帰化前で国籍要件により国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであり、かつ、申立期間は時効により大部分が納付できない期間であるとともに、申立人が一括して保険料を納付したとする時期は、特例納付が行われた期間でもない。

さらに、申立人は、帰化を行った昭和48年3月分の国民年金保険料を特例納付実施時期の53年8月に納付しており、その時点で、申立人が居住していたB市は、申立人に被保険者期間及び未納期間を説明し、了承を得ていたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 沖縄国民年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月から50年3月まで  
社会保険事務所に、自分の国民年金の納付記録を確認したところ、昭和47年1月から50年3月までについて、納付の記録が確認できなかったとの回答をもらった。この期間については、納付した時期は覚えていないが、妻が金融機関で自分と妻の分の保険料を一括して納付していた。47年1月に会社を設立して、当時は経済的にも余裕があり、未納とは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であるとともに、申立人の妻についても、申立期間は、申立人と同様に未納となっている。

また、申立人が当時居住していたA市を管轄する社会保険事務所が保管していた、当時の「年金手帳番号払出簿」を確認した結果、申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は昭和51年2月に払い出されており、申立期間の一部（昭和47年1月から48年12月まで）は、<sup>そきゅう</sup>遡及して国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は3年3か月と長期間である上、申立人には申立期間以外にも未納期間が多く見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 30

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 63 年 2 月までのうち約 1 か月  
昭和 57 年 1 月から 63 年 2 月までのうち約 1 か月間、A 社で溶接の仕事をしていた。

厚生年金保険の保険料を源泉控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社が保管していた、当時の当該事業所における厚生年金保険被保険者に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書などの中に、申立人の記録は無い。また、雇用保険の加入記録においても同社における申立人の記録は存在しない。

また、申立人から聴取しても、当該事業所に勤務していた時期や保険料控除の状況については明確ではない。なお、申立人が主張する勤務期間は約1か月と短い。事業主からは、当時、勤務が短期間の者については、厚生年金保険の加入手続は行わず、保険料を控除していなかったとの回答を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 21 日から同年 7 月 27 日まで  
② 昭和 39 年 7 月 28 日から同年 8 月 24 日まで

昭和 39 年 5 月 21 日から同年 7 月 27 日までの期間及び同年 7 月 28 日から同年 8 月 24 日までの期間について、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。両申立期間について、それぞれ船舶 A 及び船舶 B に乗船していた事実が確認できる船員手帳があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳から、申立人が申立期間において、船舶 A (申立期間①) 及び船舶 B (申立期間②) に乗り組み、実習生として使用されていたことは確認できる。

しかしながら、上記船員手帳には、船員保険の資格の得喪、標準報酬月額等に関する記載欄の記入が無く、同手帳により申立人が申立期間に船員保険に加入していた事実を確認することはできない。また、申立期間において、両船の船舶所有者 (事業主) に使用される船員のうち、実習生として船員保険の被保険者となっている者は、存在しない。

さらに、申立期間に係る事業主による申立人の船員保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が一切無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月から20年5月まで  
社会保険事務所に照会したところ、昭和19年9月から20年5月まで厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。  
この期間は、学徒勤労働員によりA株式会社B工場に勤務しており、当時の健康保険証等も所持していることから、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格に關スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用されている者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しないこととされていたことから、申立人が当時の健康保険被保険者証（C健康保険組合）を所持しながら厚生年金保険に加入していないことについては、制度上の矛盾は無い。

なお、学徒勤労令（昭和19年8月23日勅令第518号）及び学徒勤労令施行規則（昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

このほか、A株式会社に申立期間に係る記録は残存しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月 26 日から 57 年 9 月 20 日まで  
② 昭和 58 年 1 月 22 日から 59 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。当該事業所は、在職中にA社からB社に社名変更したが、私は、昭和 55 年 8 月から 59 年 12 月末まで継続して勤務していた。同社では、営業所長、運転手及び事務員を厚生年金保険に加入させており、私は、運転手として採用され、途中から営業所長として勤務したにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料も無い。また、当該事業所では、既に当時の人事記録を廃棄しており、同僚も死亡しているなど、申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、①雇用保険の加入記録が厚生年金保険の加入記録とおおむね一致すること、②昭和 56 年 8 月から 57 年 9 月までの期間中に失業給付を受給していること、③申立期間のうち、56 年 7 月から 57 年 3 月まで国民年金の記録が申請免除となっていること、及び④58 年 3 月 2 日から 59 年 12 月 31 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月から 32 年 6 月まで  
Y 市役所に臨時職員として勤務した昭和 30 年 7 月から 32 年 6 月までについて、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

Y 市役所の人事記録によれば、申立人は、昭和 30 年 1 月から 32 年 7 月まで、同市の臨時職員として勤務していたこと、及び同期間については、市町村職員共済（現在の地方公務員共済）に加入し、退職時に、Y 市職員退職年金条例に基づく退職一時金が支給されたことが確認できる。

なお、申立期間当時、Y 市役所では課ごとに適用事業所とされていたが、社会保険庁の記録によれば、申立人が所属していた課は適用事業所とはなっていなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これらの申立内容及び収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田厚生年金 事案3

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 4 月まで

(株) F 社に勤務していた昭和 40 年 4 月から 41 年 4 月までを厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

当時、営業を担当していた。当時の同僚の 3 人には厚生年金の加入記録があったと聞いている。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、(株) F 社は、昭和 26 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、同社が保管する従業員俸給明細書により確認できる昭和 40 年 5 月から 41 年 1 月までについて、申立人が同期間中に同社において勤務をしていた事実は認められる一方、申立人を含む一部の従業員は、俸給から健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料及び市民税等が控除されていないことが確認できる。なお、申立人については、上記の期間のすべてについて、厚生年金保険料等が控除されていない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立人は、申立期間のすべてについて雇用保険に未加入となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細など、保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これらの申立内容及び収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 山形厚生年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から同年 7 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。私より2か月後に雇用された同僚は厚生年金加入記録があると聞いているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、当該事業所において申立期間の一部の期間である昭和 47 年 6 月 14 日から同年 7 月 29 日まで勤務していたことは認められるが、同事業所及び申立人は、申立期間中に厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除事実は確認できない。また、保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

また、同事業所からは、正社員についての人事記録は昭和 40 年代以降すべて保存しているものの申立人に関する記録は残っていないことから、申立人は臨時雇い（季節労働者）であったと思う旨の説明があった。その上、申立人の夫からも、申立人は季節雇用の臨時社員だったと思う旨の証言が得られている。

さらに、雇用保険の記録によると、当該事業所における申立人の勤務期間は2か月弱であることから、厚生年金保険の適用除外であったものと推認される。

なお、申立人から2か月遅れて雇用されたとする同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、社会保険庁の記録によると、当該同僚が雇用されたとする日の約2年後の昭和 49 年 3 月であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を申立てに係る事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 23 日から 55 年 4 月 1 日まで

昭和 51 年 10 月 4 日から 55 年 3 月 31 日まで継続してA社に勤めていたはずだが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者資格喪失日が 54 年 11 月 23 日とされており、55 年 1 月から 3 月までについては、全く記憶の無いB社の厚生年金保険被保険者となっている。当該期間について、A社において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を申立てに係る事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A企業年金基金(当時A厚生年金基金)が保管している、①A社の人事記録、②厚生年金基金加入員資格喪失届、③A厚生年金基金の加入員台帳、④厚生年金基金連合会(現企業年金連合会)の厚生年金基金中途脱退者年金給付支給義務移転受理通知それぞれにおける退職日及び資格喪失日は、すべて社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

なお、当時、資格喪失届は複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき加入員台帳に記録している。

さらに、雇用保険の被保険者記録における離職日についても、昭和 54 年 11 月 22 日とされている。

このことから、申立人は、昭和 54 年 11 月 23 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと認められる。

一方、B 社について、同製作所の被保険者原票において確認できる厚生年金被保険者資格の取得日が昭和 55 年 1 月 7 日で喪失日が同年 4 月 1 日の者は、申立人と同じ誕生日及び氏名であり、厚生年金手帳記号番号は、A 社における申立人の番号と同一であることから、この記録は申立人の記録であると認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が A 社の厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 6 月 29 日から 48 年 3 月 31 日まで  
②昭和 50 年 2 月 11 日から 51 年 10 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 3 月から 62 年 5 月 31 日まで A 事業所に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、46 年 6 月 29 日から 48 年 3 月 31 日までの期間及び 50 年 2 月 11 日から 51 年 10 月 31 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

A 事業所では、採用時から常勤で勤務し、62 年に退職するまで途中は一度も離職しておらず、また、同事業所で勤務していたことについては事業主の証言もあるので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元事業主は、申立人が昭和 45 年 3 月から 62 年 5 月まで A 事業所に勤務していた旨を証言しているが、厚生年金保険の加入については記憶が無い。一方、当該事業所における申立人の雇用保険の記録は、54 年 4 月に加入となっている。

また、当該事業所における申立人の申立期間に係る給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無い。

さらに、社会保険庁の記録では、①及び②の期間とも厚生年金保険被保険者資格の喪失と同時期に、政府管掌健康保険の保険証が社会保険事務所に返納されていることが被保険者原票により確認できるとともに、申立人の夫が加入する健康保険の被扶養者に認定されている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 53 年 12 月 20 日まで

私は、昭和 50 年 6 月 1 日から 56 年 6 月 11 日までA社で調理士として勤務していたが、社会保険庁の年金記録では、50 年 6 月 1 日から 53 年 12 月 20 日までが厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、同一事業所に連続で5年以上勤務した調理士に授与され社団法人全日本司厨士協会の表彰状を所持していることから、申立期間にA社に勤務していたと思われるが、雇用保険の加入記録は昭和 51 年 7 月 1 日からと記録されている。その他、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関し申立人の記憶は曖昧である。

また、当該事業所は既に全喪しているが、申立当時の同社に勤務していた関係者から、当時、同社では調理師が短期間で退職するケースが多かったため、入社後すぐには厚生年金保険被保険者資格の取得届出を行わず、ある程度の期間を経過した後に届出を行っており、その間は保険料を控除していなかった記憶がある旨の説明があった。

さらに、申立人に確認したところ、申立期間当時に健康保険証（同社は政府管掌健康保険の対象事業所）を受け取った記憶が無いと発言している。

この他、申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 島根厚生年金 事案 1

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月11日から7年2月末日まで

平成3年10月1日から7年2月末日までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は、4年4月11日に資格喪失となっており、納得できない。同事業所で働いていたのは事実であるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、申立期間以前の厚生年金保険被保険者記録がある期間に係る給与明細書では社会保険料控除が確認できるものの、申立期間に係る給与計算書では社会保険料控除が確認できない。加えて、申立期間に係る給与計算書は、それまでの機械出力で作成された給与明細書から手書きの給与計算書に変わっており、給与計算書によると勤務日数が10日から20日前後となっており、勤務形態の変更があったものと考えられる。

また、雇用保険の被保険者台帳の記録、厚生年金基金の記録においても、申立人が、平成4年4月10日にA事業所を退職し、同年4月11日に資格喪失したことが確認できる。

さらに、申立人は、平成4年4月1日から7年2月末日まで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案4

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月ごろから同年5月ごろまで

平成7年2月ごろ、公共職業安定所のあっせんにより就職した。公共職業安定所の求人票には、給与が時給800円となっていたが、実際に支給されたのは時給600～700円であった。事業主からは、給与から社会保険料（厚生年金保険料及び健康保険料）を控除している旨の説明を受けた。

しかしながら、申立期間について、厚生年金保険に加入していないこととなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の、事業所における在籍に係る記録及び厚生年金保険加入に係る記録は、当該事業所の倒産により確認できず、申立人が主張する給与（時給）から控除されていた社会保険料相当額は、申立期間当時の標準報酬月額最低額（9万2,000円）及び社会保険料率からみて、妥当な金額であるとは認められない。

そして、申立期間の勤務形態について、申立人は、「1日9時間の週1回の勤務であった。」と主張していることから、昭和55年6月6日付け指導文書（都道府県民生主管部（局）保険課（部）長あて庁厚生省保険局保険課長・社会保険庁医療保険部健康保険課長・同年金保険部構成年金保険課長連名）に基づき、厚生年金保険の被保険者に該当しない者であると推認できる。

また、申立期間における当該事業所に係る雇用保険の被保険者情報においても申立人の記録は確認できない。

さらに、当該事業所に勤務していたと主張する申立期間を含む平成6年

7月11日から7年5月17日まで、国民年金に継続して加入し、保険料を納付していることが確認できる。加えて、国民年金保険料を納付している期間のうち、平成6年11月から7年3月までは、申請免除期間であり、その期間については8年5月から同年8月までに追納していることが確認できるほか、あわせて、申立期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立内容が正しいことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案5

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から同年 10 月まで  
② 昭和 44 年 12 月から 47 年 6 月まで

A 社（①の期間）及びB 社（②の期間）に勤務した期間について厚生年金保険に未加入となっているが、両社に勤務していたことは間違いなので加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっているが、被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立人も給料から保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと述べている。

また、B 社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社に勤務し、申立人の同社への就職を紹介した従兄弟も同様に厚生年金保険を受給していないと証言していること、申立人も給料から保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと述べていることから、申立人が厚生年金保険に未加入となっていることは不自然ではない。

さらに、いずれの申立期間においても、申立人が雇用保険に加入した記録は残っていない。

このほか、申立内容が正しいことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案6

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 8 日から 44 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで  
③ 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間において、A小学校に非常勤講師として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入期間となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかを記憶しておらず、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人のB市教育委員会における厚生年金保険被保険者期間は、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの 1 年間及び 44 年 10 月から 45 年 9 月までの 1 年間であり、期間の直後の 43 年 4 月から 44 年 6 月までの期間（申立期間①）及び 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間（申立期間②）については、B市教育委員会の提出資料において、申立人がA小学校の非常勤職員もしくは非常勤講師として勤務していたことが確認できるものの、地方公務員法により非常勤職員（講師）は 1 年を超える雇用が認められていないことから、B市教育委員会が、申立人の厚生年金保険及び健康保険の被保険者の資格喪失の手続をし、厚生年金保険料を控除しなかったと推認できる。

そして、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間（申立期間③）については、B市教育委員会の提出資料において、申立人がA小学校の非常勤講師として勤務していたことは確認できるものの、申立人は 45 年 10 月に厚

生年金保険の被保険者の資格を喪失し、健康保険証を返納したことを記憶しており、以降、申立人の夫が加入していた共済組合の被扶養者として適用されていたとも推測できる。

さらに、申立人は、A小学校に勤務していた申立期間を含む期間について、雇用保険の被保険者として適用されていない。

このほか、申立内容が正しいことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案7

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 35 年 12 月 13 日から 36 年 2 月 28 日まで  
②昭和 40 年 11 月 5 日から同月 29 日まで

申立期間について、船員保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。A丸（申立期間①）及びB丸（申立期間②）に乗船した事実が確認できる船員手帳があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人が申立期間についてカツオ漁を行うA丸及びB丸に乗船していたことは、申立人から提出された船員手帳により確認できるが、いずれの船舶所有者も、カツオ漁の漁期である3月又は4月から10月までの長期にわたる出漁期間のみ船員保険の適用を受けていることから、短期の出漁や陸上でのエンジン整備期間であった申立期間については、船員保険の適用を受けていなかったものと推認される。

さらに、申立期間に申立人と同じ船舶に乗船していた船員（A丸15人及びB丸26人）の船員保険加入状況を見ると、全員が当該期間は未加入となっており、申立人が未加入となっていることも不自然ではない。

この他、申立内容が正しいことを裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 8

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年ごろから 40 年ごろまで

A事業所に勤務した期間について厚生年金保険に未加入となっているが、当時、健康保険証を使用して病院でのどの手術を受けた記憶があり、同事業所に勤務していたことは間違いないので加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べており、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人は、申立期間当時に、保険証を使用していたと主張しているが、健康保険に加入していたことを確認できる関連資料等はない。

さらに、申立人が当時勤務したと主張するA事業所は、申立期間及びそれ以外の期間についても、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

加えて、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は残っていない。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 高知厚生年金 事案 9

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 14 日から 54 年 3 月 23 日まで  
昭和 49 年 1 月から 54 年 10 月まで継続してA事業所に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険へ未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する「失業保険被保険者資格取得確認通知書」から確認できる資格取得日及び雇用保険の被保険者情報から、雇用保険被保険者期間は、昭和 49 年 1 月 3 日から 50 年 3 月 12 日までの期間及び 54 年 3 月 26 日から同年 10 月 31 日までの期間であることが確認でき、この期間は、厚生年金保険被保険者記録とほぼ一致している。

また、申立期間を含む①昭和 50 年 4 月 19 日から同年 7 月 25 日までの期間、②50 年 11 月 1 日から 51 年 7 月 28 日までの期間及び③53 年 4 月 24 日から 54 年 4 月 23 日までの期間において、当時の夫が加入していた船員保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立期間中である昭和 50 年 7 月 25 日から同年 10 月 1 日までは、国民年金申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

## 熊本厚生年金 事案2

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を申立てに係る事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年8月まで  
② 平成3年10月から4年3月まで

平成3年4月1日から同年8月31日まで、A事業所に勤務し、その後、3年9月1日から4年3月31日まで、B事業所に勤務していた。

しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所で平成3年9月1日に資格取得し、同年10月1日に資格喪失したとの記録となっていた。

両事業所での勤務形態は、一般の職員と変わりなかったため、厚生年金保険に加入していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳をみると、平成3年4月分から同年8月分までの申立人の給与においては、厚生年金保険料が控除されていない。

また、B事業所が保管する給与支払簿をみると、申立人の全給与（平成3年10月分から4年3月分）において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、雇用保険被保険者記録照会回答票から、申立人は、B事業所においてのみ雇用保険に加入しており、その資格取得年月日は平成3年10月1日、離職年月日は4年3月30日であることが確認できる。

加えて、C市の保管する記録から、申立人は、いずれの申立期間においても、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人が厚生年金保険料を申立てに係る事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。